

韓国知的財産ニュース 2024 年 11 月前期・後期

(No. 521)

発行年月日：2024 年 12 月 26 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 1 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1－1 【法案提出】司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205379）
- 1－2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205389）
- 1－3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205514）
- 1－4 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2205540）
- 1－5 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案（議案番号：2205558）
- 1－6 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205562）
- 1－7 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2205627）
- 1－8 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2205628）
- 1－9 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2205629）
- 1－10 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2205682）
- 1－11 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2205684）
- 1－12 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2205802）
- 1－13 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2205812）
- 1－14 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2205882）
- 1－15 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2205913）
- 1－16 【法案提出】法院組織法の一部改正法律案（議案番号：2205914）
- 1－17 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205939）

関係機関の動き

- 2－1 韓国特許庁、「2024 年部処横断型公共技術の移転・事業化ロードショー」を開催
- 2－2 韓国特許庁、半導体・ディスプレイ技術の優先審査対象を製造・設計から性能検査・評価分野まで拡大
- 2－3 韓国特許庁、「第 15 回韓・日・中知的財産(IP)研修機関長会合」に参加
- 2－4 韓国特許庁、世界知的所有権機関と韓国発明振興会と共に「第 15 回国際知的財産専門家認証コース(AICC)」を実施
- 2－5 韓国特許庁、製造 AI 専門企業と知財懇談会を実施
- 2－6 韓国特許庁と科学技術情報通信部、「グローバル ICT スタンダードカンファレンス(GISC)2024」を開催
- 2－7 韓国特許庁、「知的財産基盤ダイナミック経済の実現戦略」を発表
- 2－8 韓国特許庁、二次電池製造装置メーカーを訪問
- 2－9 IIPTI、ソウルサムスン学校の中・高生を対象に発明教育を実施
- 2－10 韓国特許庁、半導体素材メーカーと知財懇談会を実施
- 2－11 「2024 年特許技術賞」で LG 電子が世宗大王賞を受賞
- 2－12 韓国特許庁、ユーザーの利便性向上に向け手数料納付用のバーコードスキャナーを設置
- 2－13 韓国特許庁と金融委員会、「第 6 回 IP 金融フォーラム(IPFF)」を開催
- 2－14 韓国特許庁特許審判院、韓国知識財産協会(KINPA)と懇談会を実施
- 2－15 韓国特許庁、EUIPO・ECCK と共に「2024 知財権カンファレンス」を開催
- 2－16 韓国特許庁、「2024 海外市場の開拓に向けた知財保護戦略セミナー」を開催
- 2－17 韓国特許庁、「2024 大韓民国政府博覧会」に参加
- 2－18 韓国特許庁、「知財専門人材育成に向けた重点大学」に 3 校を新しく指定
- 2－19 韓国特許庁、二次電池リサイクル設備企業と懇談会を実施
- 2－20 韓国特許庁、サムスンディスプレイと懇談会を実施
- 2－21 韓国特許庁、「2024 キャンパス特許ユニバーシアード(CPU)」の授賞式を開催
- 2－22 韓国特許庁特許審判院、大韓弁理士会と懇談会を実施
- 2－23 韓国特許庁、「特許・デザイン分類のマッチング情報の活用に向けた説明会」を開催
- 2－24 韓国特許庁特許審判院、大韓商事仲裁院と懇談会を実施
- 2－25 産業技術保護強化に向けて韓国知識財産保護院と韓国産業技術保護協会が MOU を締結
- 2－26 韓国特許庁、「忠清南道の知財ネットワーキングセミナー」を開催
- 2－27 韓国特許庁、「第 14 期 IP マイスタープログラムの修了および授賞式」を

開催

- 2－28 韓国特許庁、カーボンニュートラル技術関連特許権を取得したスタートアップを訪問
- 2－29 韓国特許庁、韓国通信業界の IP 担当者と懇談会を実施
- 2－30 韓国特許庁、韓国国内への化粧品分野特許出願件数トップの(株)COSMAX を訪問
- 2－31 「2024 大韓民国知識財産祭典」が開催…(株)LetinAR の「AR スマートグラス」が大統領賞を受賞
- 2－32 韓国知識財産保護院と韓国インターネット振興院が「韓国企業の知財権保護に向けた業務協約」を締結
- 2－33 韓国特許庁と貿易保険公社が IP 保有輸出企業への支援に向けた業務協約を締結
- 2－34 韓国特許庁の「技術流出犯罪への量刑基準引き上げ」が「2024 年積極行政の優秀事例コンテスト」で優秀賞を受賞
- 2－35 韓国特許庁、「2024 年知的財産取引カンファレンス」を開催
- 2－36 韓国特許庁、宇宙航空・防衛産業分野の企業 11 社と懇談会を実施

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3－1 韓国特許庁、E コマース企業と連携して防災グッズの知財権表示を調査
- 3－2 韓国特許庁と関税庁、「海外個人輸入による模倣品の取締システム」試行運用により 6 か月間の取締件数が 5 千件以上
- 3－3 韓国特許庁、「K ブランド保護に向けた官民協議会の一周年成果共有会」を実施

デザイン（意匠）、商標動向

- 4－1 韓国の商標コンセント制度、運用開始 6 か月で利用件数 600 件…大・中小企業の共生を図る
- 4－2 【説明資料】特許庁は企業の活動が委縮されることがないように商標審査期間の短縮に最善を尽くします
- 4－3 韓国特許庁、「海外商標検索ガイドライン」3 種を作成
- 4－4 意匠登録出願手続きの国際調和を図る「意匠法条約」がリヤドで採択
- 4－5 韓国特許庁、「2024 年下半年国際商標・意匠登録出願の説明会」を開催
- 4－6 韓国特許庁、「2024D2B デザインフェア授賞式」を開催

その他一般

- 5－1 蓄電池の火災対策技術の特許出願件数で韓国が世界トップ

- 5－2 世界の AI セキュリティ技術関連特許出願件数が 10 年間約 40 倍増
- 5－3 韓国特許庁、仕事と家庭の両立を図る多子世帯の職員向けイベントや優遇策を実施

法律、制度関連

1－1 【法案提出】司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205379）

議案情報システム（2024.11.8.）

議案番号：2205379

提案日：2024年11月8日

提案者：パク・ジュンテ議員（国民の力）外10人

提案理由

関税庁は国境を出入りする物品及び外国為替に対し直接モニタリング、コントロールすることができる唯一な国境管理機関として貿易取引に係る業務に特化した組織だが、現行法上、税関公務員が特別司法警察官として捜査できる犯罪の範囲は限られている。

しかし、最近、伝統的な貿易犯罪の範囲を超えて外貨資金の海外逃避、野生生物の密輸等様々な形で国境を超えた犯罪が新しく発生しているため、それに対する対応力の強化が非常に求められるとの指摘がある。

また、国家安保のための防衛産業技術の保護の必要性が高まっていることから、政府は「関税法の一部改正法律案」（議案番号第3399号）を提出して輸出・輸入を禁止する範囲を「知識財産権を侵害する物品」から「知識財産権等を侵害する物品」に拡大し、『防衛産業技術保護法』に基づく防衛産業技術」を侵害する物品を輸出・輸入禁止の対象に追加したため、税関公務員による捜査範囲についてもそれを反映して拡大する必要がある。

従って、税関公務員に対し特別司法警察官としての捜査範囲を拡大することで国境を超えた様々な犯罪及び防衛産業技術の流出犯罪に対応するための効率的な犯罪対応体系を構築する目的である。

主要内容

- イ. 税関公務員による捜査範囲の中「輸出入される物品の通関及び積み替えに係る知識財産権を侵害する犯罪」を「輸出入される物品の通関及び積み替えに係る「関税法」第235条第1項各号の知識財産権等を侵害する犯罪」に改める（案第6条第14号イ目）。
- ロ. 税関公務員による捜査範囲に「野生生物の保護及び管理に関する法律」違反罪及び「生物多様性の保全及び利用に関する法律」違反罪を追加する（案第6条第14号ト目）。

の新設)。

- ハ．税関公務員による捜査範囲に「南北交流協力に関する法律」第13条第1項及び第20条第1項の違反罪を追加する（案第6条第14号チ目の新設）。

参考事項

同法律案は政府が提出した「関税法の一部改正法律案」（議案番号第3399号）の議決を前提とするものであるため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部改正法律案

司法警察管理の職務を遂行する者とその職務範囲に関する法律の一部を次のように改正する。

第6条第14号イ目の中「知識財産権」を『「関税法」第235条第1項各号の知識財産権等』に改め、同号にト目からチ目までをそれぞれ次のように新設する。

ト．所属官署の管轄区域で発生する輸出入物品に係る「野生生物保護及び管理に関する法律」第9条、第14条、第16条、第21条、第34条の15、第34条の17、第34条の18、第34条の19、「生物多様性の保全及び利用に関する法律」第11条、第22条、第24条、第24条の2を違反した犯罪

チ．所属官署の管轄区域で発生する「南北交流協力に関する法律」第13条第1項、第20条第1項を違反した犯罪

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－2 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205389）

議案情報システム（2024.11.8.）

議案番号：2205389

提案日：2024年11月8日

提案者：イ・チョルギユ議員（国民の力）外17人

提案理由

昨今は技術覇権で定義される新しい技術規範の時代であって、技術保護は各企業・機関において国家安全保障と国民経済に関わる問題へと変わりつつあり、技術流出犯罪を予め遮断し国家コア技術等国レベルで重要な技術をより手厚く保護するための対策が急がれている。

従って、国家コア技術等産業技術の流出を防止するために技術奪取を目的にする紹介・斡旋・誘引に係る行為を産業技術の流出及び侵害行為に含めて遮断し、海外買収・合併の承認審査時に「国民経済的な波及効果」についても検討するようにし、国家コア技術の保有確認制及び保有機関登録制を導入することで管理を強化する一方、国家コア技術等産業技術を外国で使用することを承知しているにも関わらず流出する行為に対する罰則規定を大幅に強化する目的である。

併せて、技術保護への取り組みが企業の経営活動の制限や企業への負担につながらないよう、技術流出の可能性が低い輸出行為に対する手続きを簡素化する根拠を設け、実態調査の結果が優秀な企業に対し輸出審議に係る手続きの一部を免除するか簡素化するようにし、産業技術保護委員会の業務を支援するために技術安保センターを指定する根拠を設ける等企業への支援を強化する目的である。

主要内容

- イ. 産業技術保護委員会の運営を支援し、国家コア技術の指定・変更・解除等技術現行化及び技術判定等に係る業務を効率的に行うために技術安保センターを指定する（案第7条第6項の新設）。
- ロ. 産業通商資源部長官が対象機関に対し当該機関が保有している技術が国家コア技術に該当するか否かについて判定を申請できるよう通知する（案第9条の2の新設）。
- ハ. 国家コア技術保有機関を登録・管理できるよう根拠となる規定を設ける（案第9条の3の新設）。
- ニ. 産業通商資源部長官は技術流出の恐れが低いと認める輸出に対し輸出手続きを免除又は簡素化できるようにする（案第11条第10項の新設）。
- ホ. 海外買収・合併の承認審査時に「国家安保に与える影響」と共に「国民経済的な波及効果」についても検討する（案第11条の2第4項）。
- ヘ. 産業技術を流出するか目的外で使用・開示する行為等を紹介・斡旋・誘引する行為を産業技術の流出及び侵害行為に含める（案第14条第6号）。
- ト. 国家コア技術を外国で使用するか使用されることを承知しているにも関わらず該当の行為をした者に対し5年以上の有期懲役又は65億ウォン以下の罰金を併科する（案第36条第1項）。
- チ. 産業技術を外国で使用するか使用されることを承知しているにも関わらず該当の行為をした者に対し20年以下の懲役又は30億ウォン以下の罰金に処する（案第36条第2

項)。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第7条第6項を第7項にし、同条に第6項を次のように新設する。

⑥産業通商資源部長官は産業技術保護委員会の運営を支援し、第9条、第9条の2から第9条の4まで、第10条、第11条、第11条の2及び第12条の業務を効率的に遂行するために大統領令で定めるところにより技術安保センターを指定することができる。

第9条第6項を削除し、同条第7項を第6項に改める。

第9条の2を第9条の4に改め、第9条の2及び第9条の3をそれぞれ次のように新設する。

第9条の2（国家コア技術の該非判定等）①企業・研究機関・専門機関・大学等（以下、「企業等」とする）は保有している技術が国家コア技術に該当するか否かについて判定を産業通商資源部長官に申請することができる。

②産業通商資源部長官は大統領令で定めるところにより企業等が国家コア技術を保有していると判断する場合、職権により当該機関に第1項に基づく判定を申請するよう通知することができる。

③第2項に基づく通知を受けた企業等の長は通知を受けた日から30日以内に判定申請書類を提出しなければならない。但し、正当な事由がある場合には事前に協議して30日の範囲内で期限を延長することができる。

④産業通商資源部長官は第1項及び第2項に基づく判定について技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は判定申請機関の長に対し資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長及び判定申請機関の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

⑤第1項に基づく判定申請の方法及び手続き、第2項に基づく判定申請通知の方法及び手続きに必要な事項は大統領令で定める。

第9条の3（国家コア技術保有機関の登録等）①企業等は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した日から30日以内に国家コア技術に係る事項の登録を産業通商資源部長官に申請しなければならない。登録した内容を変更する場合も同様である。

1. 第9条の2に基づき国家コア技術の該非判定を申請して国家コア技術に該当するとの判定を受けた場合
2. 「国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法」第11条第5項及び第6項に基づき国家先端戦略技術に該当するとの判定を受けた場合
3. 既存の対象機関から国家コア技術を移転され国家コア技術に対する実質的な権利が

発生した場合

②第1項に基づき登録した国家コア技術を保有する対象機関は次の各号のいずれかに該当する場合、その事由を知った日から30日以内に登録抹消を産業通商資源部長官に申請することができる。

1. 第9条第3項に基づき国家コア技術の指定が解除された場合
2. 第11条に基づく国家コア技術の輸出及び第11条の2に基づく海外買収・合併等により国家コア技術を移転して国家コア技術に対する権利・資料・情報を保有しなくなった場合
3. 対象機関が国内法人・企業等に国家コア技術を移転する等国家コア技術に対し実質的な権利を持たなくなった場合

③産業通商資源部長官は第1項に基づく登録及び第2項に基づく登録抹消と関連して技術安保センターに対し検討を求めることができ、関係中央行政機関の長又は対象機関の長に対し資料提出等の必要な協調を求めることができる。この場合、関係中央行政機関の長又は対象機関の長は正当な事由がなければそれに従わなければならない。

④第1項に基づく登録の方法及び手続き、第2項に基づく登録抹消の方法及び手続きに係る必要な事項は大統領令で定める。

第11条第10項及び第11項をそれぞれ第11項及び第12項に改め、同条に第10項を次のように新設し、同条第11項（従前の第10項）の中「手続き」を「手続き、第10項の輸出の承認及び申告の免除又は簡素化」に改める。

⑩産業通商資源部長官は第1項及び第4項にも関わらず技術流出の恐れが低いと認める輸出の場合は、輸出に係る手続きを免除又は簡素化することができる。

第11条の2第4項の前段の中「海外買収・合併等が国家安保に与える影響を検討して関係中央行政機関」を「海外買収・合併等に基づく国家安保及び国民経済的な波及効果等を検討して関係中央行政機関」に改める。

第14条第7号及び第8号をそれぞれ第8号及び第9号に改め、同条第6号の2及び第6号の3をそれぞれ第7号の2及び第7号の3に改め、同条第6号を第7号に改め、同条に第6号を次のように新設する。

6. 第1号から第4号までのいずれかに該当する行為を紹介・斡旋・誘引する行為
第14条の4を次のように新設する。

第14条の4（外国における行為に対する適用）第14条に基づく産業技術の流出及び侵害行為の禁止に対する規定は、当該行為を外国で行った場合にも同法を適用する。

第17条第3項を第4項に改め、同条に第3項を次のように新設する。

③産業通商資源部長官は実態調査の結果が優秀な対象機関に対し第11条第1項及び第4項に基づく輸出手続きの一部を免除又は簡素化することができる。

第36条第1項の前段の中「国家コア技術を外国で使用するか使用させる目的で」を「国家コア技術が外国で利用されることを承知しているにも関わらず」に、「3年」を「5年」に

改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「65億ウォン」に改め、同条第2項の中「産業技術を外国で使用するか使用させる目的で」を「産業技術が外国で利用されることを承知しているにも関わらず」に、「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「30億ウォン」に改め、同条第3項の中「第4号・第6号・第6号の2及び第8号」を「第4号・第7号・第7号の2及び第9号」に改め、同条第4項の中「第8号」を「第9号」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（国家コア技術保有機関の登録に関する経過措置）この法律施行前に第9条、第11条及び第11条の2に基づき国家コア技術保有機関として確認された対象機関は、同法律施行日から6か月の期間内に第9条の3の改正規定に基づき産業通商資源部長官に登録しなければならない。

1－3 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205514）

議案情報システム（2024. 11. 13.）

議案番号：2205514

提案日：2024年11月13日

提案者：キム・ウォニ議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

最近、韓国企業の先端産業技術が海外に流出され深刻な被害を受ける事例が増えている。この5年間、産業技術の海外流出が摘発された件数をみると、2019年14件、2020年17件、2021年22件、2022年20件、2023年23件と増加傾向にある。

とりわけ、昨年摘発された23件のうち半導体分野が15件を占めており、国内の先端産業技術の海外流出を防ぐためのより実質的な対策が求められるとの指摘がある。

世界の主要国は既に先端技術を国家経済及び安全保障に関わる重要な問題として認識しており、自国企業の営業秘密の海外流出を防ぐための強力な抑制策と育成策を施行している。

従って、営業秘密の海外流出防止に大きく寄与した者や該当の犯罪を通報した者に対し予算の範囲内で報奨金を支給することができる根拠を設けることで、営業秘密保護を強化し国家・経済安保に寄与する目的である（案第16条第1項）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第16条第1項を次のようにする。

①特許庁長は次の各号のいずれかに該当する行為を防止することに大きく寄与した者又はそれを通報した者等に対し予算の範囲内で通報報奨金を支給することができる。

1. 第2条第1号イ目に基づく不正競争行為（「商標法」第2条第1項第10号に基づく登録商標に関するものに限る）
2. 第18条第1項各号の違反行為

附 則

この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

1－4 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2205540）

議案情報システム（2024. 11. 13.）

議案番号：2205540

提案日：2024年11月13日

提案者：キム・ウォニ議員（共に民主党）外10人

提案理由

個人事業者が創業を開始するか企業がフランチャイズ店舗等を運営する際に建築物の外観と内装（建築物の内部の設備又は装飾等）は店舗の広報や集客のために重要な手段として活用されている。店舗等の建築物は当該のブランドの固有の価値を表し営業手段として活用されることから建築物や内装のデザインへの保護を求める声が高まっている。

しかし、現行のデザイン保護法上の保護対象は、物品、書体及び画像（画像・図形及び記号等）に限られており、建築物はデザイン権として保護を受けることが難しい現状である。

また、建築デザインを著作権で保護することは権利者が模倣の事実を立証しなければならない難しさがあるため、米国、欧州連合、日本等先進国では既に建築物と内装のデザインについてデザイン権として保護している。

従って、建築物と内装のデザインをデザイン保護法上の保護対象に含めることで建築物と内装のデザインについて創作者の権利を保護し、企業と個人事業者が建築物と内装

のデザイン権の侵害に積極的に対応できるようにする目的である。

主要内容

- イ. デザインの定義に関する規定に建築物を含めてデザイン権として保護を受けるようにする（案第2条第1号）。
- ロ. デザインの保護対象が建築物まで拡大されることにより、建築物を建築する行為についてもデザインの実施行為に含める（案第2条第7号イ目）。
- ハ. 店舗、事務所その他の施設の内装を構成する物品、画像又は建築物に係るデザインは内装全体として統一性がある際には登録を受けることができる（案第42条の2の新設）。
- ニ. 第42条の2の新設により、デザイン登録拒絶査定、デザイン登録査定以降の職権再審査の対象に追加する（案第62条及び第66条の2）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第2条第1号の中「書体及び画像」を「書体、画像及び建築物（建築物の部分を含む）」に改め、同条第7号の中「生産」を「生産（建築物の場合は建築のことをさす。以下同一）」に改める。

第42条の2を次のように新設する。

第42条の2（内装のデザイン）店舗、事務所その他施設の内部の設備又は装飾（以下、「内装」とする）を構成する物品、画像又は建築物に係るデザインは内装全体として統一性がある際には一デザインとして登録を受けることができる。

第62条第1項第2号及び同条第2項第2号の中「第42条まで」をそれぞれ「第42条まで、第42条の2」に改める。

第66条の2第1項第1号の中「第42条まで」を「第42条まで及び第42条の2」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後2年が経過した日から施行する。

第2条（一般的適用例）この法律は、同法律施行以降、出願されたデザイン登録出願から適用される。

1－5 【法案提出】国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部
改正法律案（議案番号：2205558）

議案情報システム（2024. 11. 14.）

議案番号：2205558

提案日：2024年11月14日

提案者：イ・ジェグァン議員（共に民主党）外15人

提案理由及び主要内容

現行法は、国家先端戦略技術を流出するか目的外で使用・開示する行為等をした者に対し15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金に処する。

しかし、国家先端戦略産業に係る技術流出の被害額と国民経済に与える影響が甚大であるにも関わらず、そのような流出・侵害行為を紹介・斡旋又は誘引する行為に対する処罰規定がないため、改善が必要だとの意見が提起されている。

従って、国家先端戦略技術の流出及び侵害行為に当該行為を紹介・斡旋又は誘引する行為を追加することで、国家先端戦略技術の流出を防ぎ国家・経済の安全保障と国民経済に寄与する目的である（案第15条第9号の新設）。

法律第 号

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部改正法律案

国家先端戦略産業の競争力強化及び保護に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

第15条に第9号を次のように新設する。

9. 第1号から第3号まで、第5号又は第7号に該当する行為を紹介・斡旋又は誘引する行為

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－6 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案
番号：2205562）

議案情報システム（2024. 11. 14.）

議案番号：2205562

提案日：2024年11月14日

提案者：イ・ジェグァン議員（共に民主党）外14人

提案理由及び主要内容

現行法は、産業技術の流出及び侵害行為をした者に対しその類型によって「3年以下の懲役」又は「3億ウォン以下の罰金」又は「10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金」を科すよう定めている一方、海外流出の目的の一部の侵害行為の場合、国家コア技術については3年以上の有期懲役及び15億ウォン以下の罰金を併科し、産業技術については15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金を科すよう定めている。

しかし、このような犯罪において構成要件を目的犯と定めているため目的の立証が難しく、最近産業技術流出に係る犯罪行為が国の経済安保に大きな被害を与えているにも関わらず、処罰の水準が低いため、産業技術の流出を抑止し、産業技術をより実効性のある形で保護する必要があるとの意見が提起されている。

従って、国家コア技術と一般産業技術の海外流出犯罪における構成要件を目的性から故意性に緩和し、法定刑を引き上げることで、産業技術の流出を防止し保護する目的である（案第36条第1項及び第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第36条第1項の前段の中「使用するか使用させる目的で」を「使用されることを承知しているにも関わらず」に、「3年」を「10年」に改め、同項の後段の中「15億ウォン」を「40億ウォン」に改め、同条第2項の中「使用するか使用させる目的で」を「使用されることを承知しているにも関わらず」に「15年」を「20年」に、「15億ウォン」を「40億ウォン」に改める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

議案番号：2205627

提案日：2024年11月15日

提案者：パク・ソンミン議員（国民の力）外10人

提案理由及び主要内容

「実用新案法」が準用する「特許法」では、特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者の権利救済を拡大するために、2022年4月、特許出願又は特許権の回復要件について「責任を取れない事由」から「正当な事由」に緩和された。

しかし、現行「特許法」に基づき特許料の追加納付又は補填による特許出願又は特許権の回復要件において「正当な事由」の認定率は約16%であり、国内個人・中小企業による申請率は約83%に達している現状からみて、国内個人・中小企業が特許料の納付時期を逸してしまい特許権が消滅される等、十分に保護されていないことと判断されており、特許権消滅に係る事例の中ではカーボンニュートラル技術等国レベルで重要な技術が含まれているとの苦情や意見が提起されているため、「特許法」改正が求められる。

従って、改正が必要な「特許法」上の特許料の追加納付又は補填による特許出願及び特許権の回復要件に係る規定において現行法で「特許法」を準用していない「実用新案法」の実用新案権の設定登録に係る規定を「特許法」と同じ趣旨の内容に改正する必要がある。

故に「実用新案法」上の実用新案権の設定登録に係る規定を「特許法」の改正内容に合わせて見直す目的である（案第21条第2項第4号）。

参考事項

この法律案は、パク・ソンミン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第5629号）、「デザイン保護法の一部改正法律案」（議案番号第5627号）の議決を前提とするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第21条第2項第4号の中「支払ったか補填した」を「支払ったか」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（登録料の追加納付又は補填による実用新案登録出願と実用新案権の回復等に関する適用例）第21条第2項の改正規定はこの法律施行以降追加納付期間又は補填期間が満了した件から適用する。

1－8 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2205628）

議案情報システム（2024.11.15.）

議案番号：2205628

提案日：2024年11月15日

提案者：パク・ソンミン議員（国民の力）外10人

提案理由及び主要内容

現行「デザイン保護法」では、デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権の権利救済を拡大するために、2022年4月、デザイン登録出願又はデザイン権の回復要件について「責任を取れない事由」から「正当な事由」に緩和された。

しかし、現行法に基づき登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願又はデザイン権の回復要件において国内個人・中小企業が登録料の納付時期を逸してしまいデザイン権が消滅される等、十分に保護を受けていない現状であると把握している。

また、「デザイン保護法」第83条では登録料の一部を支払っていない一定の期間の間に未納額に対し登録料の補填を命ずる制度を運営しているが、デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者が登録料の補填期間内に補填できないとデザイン登録出願が放棄されたかデザイン権が消滅されたこととみなされ、納付済額に対し返還を行うため、そのような場合には補填対象ではなく「デザイン保護法」第84条で定めるデザイン登録出願又はデザイン権の回復対象になるべきである。

従って、国内個人・中小企業等が登録料の納付時期を逸してしまいデザイン登録出願が放棄されるかデザイン権が消滅されるといった不利益を防ぐことができるよう、現行法上の登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願及びデザイン権の回復要件を「正当な事由」から「故意でない場合」に緩和し、登録料の補填期間が過ぎた件に対し補填対象ではなく回復対象として定めるという目的である（案第84条及び第90条）。

参考事項

この法律案は、パク・ソンミン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第5629号）、「実用新案法の一部改正法律案」（議案番号第5628号）の議決を前提とす

るため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第84条第1項の本文の中「正当な事由」を「故意」に、「場合にはその事由が終了した日から2か月以内にその登録料を支払うか補填する」を「場合を除き、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から1年以内に第79条に基づく登録料の3倍を払う」に改め、同項の但し書を削除し、同条第2項及び第4項の中「支払ったか補填した」を「それぞれ「支払った」に改め、同条に第7項を次のように新設する。

⑦第1項に基づく納付又は第3項の前段に基づく申請に係る事項は産業通商資源部令で定める。

第90条第2項第4号の中「支払ったか補填した」を「支払った」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等に関する適用例）第84条及び第90条2項の改正規定は、この法律の施行以降、追加納付期間又は補填期間が満了した件から適用する。

1－9 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2205629）

議案情報システム（2024. 11. 15.）

議案番号：2205629

提案日：2024年11月15日

提案者：パク・ソンミン議員（国民の力）外10人

提案理由

現行「特許法」では、特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者の権利救済を拡大するために、2022年4月、特許出願又は特許権の回復要件について「責任を取れない事由」から「正当な事由」に緩和された。

しかし、現行法に基づく特許料の追加納付又は補填による特許出願又は特許権の回復

要件において「正当な事由」の認定率は約16%であり、国内個人・中小企業による申請率は約83%に達している現状からみて、国内個人・中小企業が特許料の納付時期を逸してしまい特許権が消滅される等、十分に保護されていないことと判断されており、特許権消滅に係る事例の中ではカーボンニュートラル技術等国レベルで重要な技術が含まれているとの苦情や意見が提起されている。

また、「特許法」第81条の2では、特許料の一部を支払っていない一定の期間の間に未納額に対し特許料の補填を命ずる制度を運営しているが、特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が特許料の補填期間内に補填できないと特許出願が放棄されたか特許権が消滅されたこととみなされ、納付済額に対し返還を行うため、そのような場合は補填対象ではなく「特許法」第81条の3で定める特許出願又は特許権の回復対象になるべきである。

従って、国内個人・中小企業等が特許料の納付時期を逸してしまい特許出願が放棄されるか特許権が消滅されるといった不利益を防ぐことができるよう、現行法上の特許料の追加納付又は補填による特許出願及び特許権の回復要件を「正当な事由」から「故意でない場合」に緩和し、登録料の補填期間が過ぎた件に対し補填対象ではなく回復対象として定めるという目的である（案第81条の3及び第87条）。

参考事項

この法律案は、パク・ソンミン議員が代表発議した「実用新案法の一部改正法律案」（議案番号第5627号）、「デザイン保護法の一部改正法律案」（議案番号第5628号）の議決を前提とするため、同法律案が議決されないか修正議決される場合にはそれに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第81条の3第1項の本文の中「正当な事由」を「故意」に、「場合にはその事由が消滅した日から2か月以内にその特許料を支払うか補填する」を「場合を除き、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日の中、遅い日から1年以内に第79条に基づく特許料の3倍を支払う」に改め、同項の但し書を削除し、同条第2項及び第4項及び第4項の中「支払うか補填する」をそれぞれ「支払った」に改め、同条第7項の中「納付か補填」を「納付」に改める。

第87条第2項第4号の中「支払ったか補填した」を「支払った」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（特許料の追加納付又は補填による特許出願と特許権の回復等に関する適用例）第81条の3及び第87条第2項の改正規定は、同法律施行以降、追加納付期間又は補填期間が満了し件から適用する。

1－10 【法案提出】デザイン保護法の一部改正法律案（議案番号：2205682）

議案情報システム（2024.11.19.）

議案番号：2205682

提案日：2024年11月19日

提案者：イ・チョルギユ議員（国民の力）外12人

提案理由

現行法上、保護対象は物品及び機能性のある一部の画像に限られているため、デジタル環境で創作されるデジタル衣類・かばん、アイコン等のデジタルデザインについてはデザイン権として保護を受けることが難しい現状である。

デジタルトランスフォーメーションによりメタバース等デジタル環境においてデザイン権として保護を受けることが難しい様々な種類のデジタル製品が相次いで登場しているため、このようなデジタルデザインについて保護する必要があるが、デジタルデザインは著作権としての保護の有無が不明確であり、欧州ではグラフィックシンボルを保護の対象に含めて機能性のないデジタルデザインについても既にデザイン権として保護している。

従って、デジタル環境で創作されるデザインについてデザインの保護対象に含めることにより、実効性のある保護を強化し、侵害に積極的に対応できるようにする一方、不特定多数による侵害が発生し得る仮想空間の特性を鑑みて差止請求権の行使時に書面警告を義務付け、差止請求及び損害賠償請求の除斥期間を設定することで過度な権利行使を制限することにより、デジタル環境におけるデザインの創作や経済活動の活性化を促す目的である。

主要内容

- イ. 機能性を成立要件とする画像デザインに関する制限規定を緩和してデジタル環境の中で創作されるデザインをデザインの保護対象に含める（案第2条第2号の2）。
- ロ. 画像の実施行為に対し侵害を主張する場合、警告の手続きを義務付ける（案第113条第2項）。

- ハ．画像の実施行為に対し侵害を主張する場合、差止請求に対する消滅時効を侵害行為が始まった日から3年、侵害されたか侵害される恐れがあるとの事実及び侵害行為者を知った日から1年間とする（案第113条第4項）。
- ニ．画像の実施行為に対し侵害を主張する場合、損害賠償請求に対する消滅時効を侵害行為が始まった日から3年、侵害されたか侵害される恐れがあるとの事実及び侵害行為者を知った日から1年間とする（案第115条第1項の但し書）。

法律第 号

デザイン保護法の一部改正法律案

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第2条第2号の2の中「『機器の操作に利用されるか機能が発揮されるものに限り、画像の部分を含む』」を「(画像の部分を含む)」に改める。

第113条第2項各号外の部分の中「請求した」を「請求するか画像の実施行為に対する侵害を主張する」に改め、同条に第4項を次のように新設する。

④第1項から第3項までに基づき侵害行為の差止、警告又は予防を請求できる権利についてデザインの対象が画像の場合は、デザイン権者又は専用実施権者が自己の権利が侵害されたか侵害される恐れがあるとの事実及び侵害行為者を知った日から1年間行使しなければ時効により消滅する。その侵害行為が始まった日から3年が経過した際についても同様である。

第115条第1項に後段を次のように新設する。

この場合、損害賠償を請求できる権利についてデザインの対象が画像の場合、デザイン権者又は専用実施権者が自己の権利が侵害されたか侵害される恐れがあるとの事実及び侵害行為者を知った日から1年間行使しなければ時効により消滅し、その侵害行為が始まった日から3年が経過した際についても同様である。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（画像のデザイン権及び専用実施権の侵害に対する差止・予防・損害賠償請求権の時効に関する経過措置）この法律の施行前に行われた画像のデザイン権又は専用実施権の侵害行為に対し差止又は予防を請求できる権利の時効については第113条第4項及び第115条第1項の後段の改正規定にも関わらず従前の規定に従う。

議案番号：2205684

提案日：2024年11月19日

提案者：イ・チョルギユ議員（国民の力）外12人

提案理由

オンライン上の商品やサービスの取引の日常化により、オンラインを介して流通される模倣品の数が増加しており、最近個人が海外プラットフォームで商品等を直接購買して配送してもらう海外直接購入（個人輸入）の割合が急増していることから海外から流入される模倣品が増えている。

一方、オンライン上の模倣品は仮想の空間やサーバー等取引仲介手段を介して流通されるため、模倣品を効果的に取り締まるためには、取引仲介手段を提供するオンラインサービス提供者に対し模倣品流通に係る責任について規定を設ける必要があるとの指摘がある。

従って、オンラインサービス提供者が商標権者等による模倣品通報に関して従うべき手続きを義務付け、不履行時に特許庁長がオンラインサービス提供者に対し侵害防止措置を命ずることができるように定め、国内に住所又は営業所のないオンラインサービス提供者であって売上高、利用者数等大統領令で定める基準に該当する海外プラットフォーム等オンラインサービス提供者に対し、国内に代理人を必ず指定するよう義務付け、指定された国内代理人は商標権者等による商標権侵害の通報、侵害防止措置等守るべきである手続きに係る業務を遂行するようにし、オンラインサービス提供者の行為に関する国外行為に係る適用規定を定める一方、特許庁長がオンラインサービス提供者によるサービスに関する書面実体調査を行い、その調査結果と罰金処分を受けた違反行為者について公表できるようにすることで、オンライン上の模倣品流通を効果的に防ぎ商標権保護に寄与する目的である。

主要内容

- イ. オンラインサービス提供者及びサービス利用者に関する定義を定める（案第2条第1項第12号及び第13号の新設）。
- ロ. オンラインサービス提供者に対する商標権侵害に係る責任基準に関する大法院の判例（大法院2021年12月4日宣告2010마817決定）の趣旨を反映して、オンラインサービス提供者に対する侵害責任等を定める（案第108条の2の新設）。
- ハ. オンラインサービス提供者が守るべき手続きについて定め、不履行時に特許庁長がオンラインサービス提供者に対し侵害防止措置を命ずることができる根拠を設ける

(案第108条の3)。

- ニ. 商標権者等が民事訴訟の提起又は刑事告訴をするために、オンラインサービス提供者が保有する権利侵害者の個人情報等の提供を要請できる根拠を設け、オンラインサービス提供者がそれを断った場合、特許庁長に対し情報提供に係る命令を請求できるようにする(案第108条の4の新設)。
- ホ. オンラインサービス提供者による国外行為に係る適用規定を定める(案第108条の5の新設)。
- ヘ. 国内に住所又は営業所のないオンラインサービス提供者であって売上高の規模、利用者数等大統領令で定める基準に該当する者に対し国内代理人を指定するよう義務付ける(案第108条の6の新設)。
- ト. 特許庁長が商標保護のためにオンラインサービス提供者によるサービスに関する書面実体調査及び調査結果を公表する規定を定める(案第108条の7の新設)。
- チ. 特許庁長は罰金の処分を受けた者に対しその違反行為、処分内容等を公表できるようにする(案第229条の2の新設)。
- リ. その他オンラインサービス提供者から権利侵害者に関する情報の提供を受けた者が請求の目的外の用途で当該情報を使用する場合と、正当な権利がないことを知っているにも関わらずオンラインサービス提供者に対し商標権侵害を通報するか、商品販売の再開を要求する等オンラインサービス提供者の業務を妨害した者に対し罰則を科す(案第234条の2の新設)。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第2条第1項に第12号及び第13号をそれぞれ次のように新設する。

12. 「オンラインサービス提供者」とは、利用者が情報通信網(「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」第2号第1項第1号に基づく情報通信網を指す)にアクセスして商品を取引する仮想空間等電子的システムを運営するかそのための設備を提供する者のことを指す。

13. 「サービス利用者」とは、オンラインサービス提供者が提供する電子的システムや設備を介して消費者に対し商品を販売するか広告等の情報を提供する者のことを指す。

第108条の2から第108条の7までをそれぞれ次のように新設する。

第108条の2(オンラインサービス提供者に対する侵害に係る責任等) ①オンラインサービス提供者は自身のサービスを介して他人の商標権又は専用使用権が侵害された場合、それに対し故意又は過失がある場合は同法による当該権利の侵害に対し責任を取る。

②第1項の規定にも関わらずオンラインサービス提供者が第108条の3第2項、第3項及び第5項に基づく全ての手続きを遵守した場合には、商標権又は専用使用権の侵害及びサービス利用者にとって発生する損害に対する過失がないこととみなす、但し、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

1. サービス利用者がオンラインサービス提供者による直接的な統制により該当行為をする場合
2. オンラインサービス提供者が取引における直接的な当事者だと消費者が信頼できる事情がある場合

③オンラインサービス提供者は自己のサービスを介して商標権又は専用使用権の侵害が発生しているかを一般的にモニタリングするかその侵害行為に関して事前に調査する義務を負わない。

第108条の3（オンラインサービス提供者が守るべき手続き）①商標権者又は専用使用権者はオンラインサービス提供者によるサービスを介して自己の権利に対する侵害が発生したと主張する場合、その事実を大統領令で定めるところにより具体的に疎明して当該オンラインサービス提供者に対し商品に関する情報の削除又はアクセスを遮断するかその商品の販売を中止する等侵害防止に係る措置を求めることができる。

②第1項に基づく要求を受けたオンラインサービス提供者は直ちに侵害防止に係る措置を取り、商標権者又は専用使用権者とサービス利用者に対しその事実について通知しなければならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合にはその限りではない。

1. オンラインサービス提供者が第1項に基づく措置を直ちに取ることが技術的又は経済的に不可能な場合
2. その他大統領令で定める正当な事由がある場合

③第2項に基づく通知を受けたサービス利用者が自分のサービス利用が正当な権利によるものであることを大統領令で定めるところにより具体的に疎明してそのサービスの再開を求める場合、オンラインサービス提供者は再開要求事実及び再開予定日を当該商標権者又は専用使用権者に直ちに通知しその予定日に当該サービスを再開しなければならない。但し、その商標権者と専用使用権者が再開予定日以前にオンラインサービス提供者に対し大統領令で定めるところにより侵害行為に対し訴訟を提起したことを立証できる書類を提出した場合にはその限りではない。

④第3項の但し書は当該サービスの再開を命ずる仮処分等がある場合にはその仮処分等に影響を与えない。

⑤オンラインサービス提供者は自分の仮想空間等電子的システム又は設備を利用する者が第1項から第3項までに基づく手続きを簡単に利用できるよう関連事項について予め適切な方法で公知しなければならない。

⑥オンラインサービス提供者が第2項に基づく措置又は第5項に基づく公知をしない場合、商標権者又は専用使用権者は特許庁長に対しその措置又は公知をするよう命ず

ることを求めることができる。

⑦特許庁長は第6項に基づく要請があればオンラインサービス提供者に対し第2項に基づく措置又は第5項に基づく公知をするよう命ずることができる。但し、オンラインサービス提供者に対し第2項の但し書による事由がある場合にはその限りではない。

⑧特許庁長はオンラインサービス提供者が第2項の但し書による事由を主張する場合にはその主張の当否を判断するために資料の提示を命ずることができる。

⑨正当な権利なく第1項又は第3項の本文による侵害防止に係る措置や再開を求める者はそれにより発生する損害を賠償しなければならない。

⑩商標権者・専用使用権者又はサービス利用者は同条に基づく措置や損害賠償等の紛争を解決するために「発明振興法」第41条第1項に基づく産業財産権紛争調停委員会（以下、「調停委員会」とする）による紛争調停手続きを利用することができる。

第108条の4（情報の提供）①商標権者又は専用使用権者は民事訴訟の提起又は刑事告訴を行うために該当のオンラインサービス提供者に対しそのオンラインサービス提供者が保有する該当のサービス利用者の個人情報であって大統領令で定める情報の提供を求めることができる。

②オンラインサービス提供者が第1項に基づく要請を断った場合、商標権者又は専用使用権者は特許庁長に対し、当該のオンラインサービス提供者にその情報の提供を命ずることを請求することができる。

③特許庁長は第2項に基づく請求があれば調停委員会による審議を経てオンラインサービス提供者に対しサービス利用者の情報を提出するよう命ずることができる。

④オンラインサービス提供者は第3項による命令を受けた日から7日以内にその情報を特許庁長に提出しなければならない。特許庁長はその情報を第2項に基づく請求をした者に直ちに提供しなければならない。

⑤第1項又は第4項に基づき当該サービス利用者の情報の提供を受けた者は当該情報を第1項による要請又は第2項による請求目的外の用途で使用してはならない。

⑥第3項に基づく特許庁長による命令にも関わらずオンラインサービス提供者がその情報を提供しなかった場合には商標権者と専用使用権者はオンラインサービス提供者を相手に法院に情報提供命令を求める訴訟を提起することができる。

⑦その他サービス利用者に関する情報の提供に必要な事項は大統領令で定める。

第108条の5（国外行為に関する適用）同法上オンラインサービス提供者による行為に係る規定は国外で行われた行為であるとしても国内市場又は利用者に影響を与えた場合には適用する。

第108条の6（国内代理人の指定）①国内に住所又は営業所のないオンラインサービス提供者であって売上高の規模、利用者数等大統領令で定める基準に該当する者は次の各号の事項を代理する者（以下、「国内代理人」とする）を書面で指定しなければならない。

1. 第108条の3第1項に基づく要求の受理

2. 第108条の3第2項、第3項及び第5項に基づく措置、通知及び公知等の履行
3. 第108条の3第7項の本文及び第8項の命令に基づく措置、公知又は資料提示の履行
4. 第108条の4第1項に基づく情報の提供要請に対する受理
5. 第108条の4第4項に基づくサービス利用者に関する情報の提供
6. 第108条の7第2項に基づく資料提出要求の履行

②国内代理人は国内に住所又は営業所がある者にする。

③第1項に基づき国内代理人を指定した際には次の各号の事項をインターネットサイト等に公開しなければならない。

1. 国内代理人の氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名を指す）
2. 国内代理人の住所（法人の場合には営業所の所在地を指す）、電話番号及び電子郵便アドレス

④国内代理人は第1項に基づくオンラインサービス提供者と有効な連絡手段を確保しなければならない。

⑤同法によりオンラインサービス提供者に対し行われるべき通知・通報や書類の送達等は国内代理人により行われることでその効力がオンラインサービス提供者に発生する。

⑥国内代理人が第1項各号と関連して同法を違反した場合にはオンラインサービス提供者がその行為をしたこととみなす。

⑦特許庁長は第237条第1項第1号、第2号及び第4号による罰金を国内代理人に対し賦課することができる。

第108条の7（書面実体調査）①特許庁長は商標保護のために必要な場合、書面実体調査を行いその調査結果を公表することができる。

②特許庁長が第1項に基づき書面実体調査を行う場合には、調査対象者の範囲、調査機関、調査内容、調査方法、調査手続き及び調査結果に係る公表の範囲等に関する計画を立てなければならず、調査対象者に対しサービスに関する現況等調査に必要な資料の提出を求めることができる。

③特許庁長が第2項に基づき資料の提出を求める場合には、調査対象者に対し資料の範囲と内容、要求事由、提出期限等を明らかにして書面で知らせなければならない。

第151条の2の題目を「（産業財産権紛争調停委員会回付）」から「（調停委員会回付）」に改め、第1項の中「『発明振興法』第41条に基づく産業財産紛争調停委員会（以下、「調停委員会」とする）」を「調停委員会」に改める。

第11章に第229条の2を次のように新設する。

第229条の2（違反事実の公表）①特許庁長は第237条第1項に基づく罰金の処分を受けた者に対しその違反行為、処分内容等大統領令で定める事項について公表することができる。この場合、好評の有無を決める際にはその違反行為の動機・程度・回数及び結果等について考慮しなければならない。

②第1項に基づく公表の手続き及び方法等に係る事項は大統領令で定める。

第234条の2を次のように新設する。

第234条の2（罰則）①第108条の4第5項を違反し、要請されたか請求された目的外の用途でサービス利用者の情報を使用した者に対し3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

②自分に正当な権利がないことを知っているにも関わらず第108条の3第1項又は第3項に基づく侵害防止に係る措置の要求又はサービス再開を要求してオンラインサービス提供者の業務を妨害した者に対し1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。

第237条第1項及び第2項をそれぞれ第2項及び第3項に改め、同条に第1項を次のように新設し、同条第3項（従前の第2項）の中「第1項」を「第1項及び第2項」に改める。

①次の各号のいずれかに該当する者に対し1千万ウォン以下の罰金を科す。

1. 第108条の3第7項の本文に基づく特許庁長による命令に従わない者
2. 第108条の4第3項に基づく特許庁長による命令に従わない者
3. 第108条の6第1項を違反して国内代理人を指定しなかった者、同条第2項を違反して国内代理人を指定した者又は同条第3項を違反して国内代理人の指定に係る情報を公開しなかった者
4. 第108条の7第2項に基づく資料提出の要求に対し正当な理由なしに資料を提出しなかったか嘘の資料を提出した者

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－12 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2205802）

議案情報システム（2024.11.22.）

議案番号：2205802

提案日：2024年11月22日

提案者：キム・ジョンホ議員（共に民主党）外15人

提案理由及び主要内容

現行法では、商標権者等の権利保護のために商標権又は専用使用権に係る侵害行為について規定を設けている。

しかし、オンライン上で模倣品の販売が急増していることにより、オンライン上の商標権侵害行為を防止する対策の策定が必要だとの意見が相次いで提起されており、とりわけ、最近特許庁が受け付けた模倣品通報の約97%がオンラインで流通された模倣品である

にも関わらず、現行法上、規定が不備であるため改善が必要だとの意見も提起されている。

従って、オンラインサービス提供者に関する定義を定め、オンラインサービス提供者の行為による商標権・専用使用権に係る侵害行為及び責任制限に係る規定を設けることで、商標権等に対する権利保護を強化する目的である（案第108条及び第108条の2・第108条の3の新設等）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第2条第1項に第12号を次のように新設する。

12.「オンラインサービス提供者」とは、利用者が情報通信網（「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」第2条第1項第1号に基づく情報通信網を指す）にアクセスするか情報通信網を介して商品等を譲渡又は引渡が可能なサービスを提供するかそのための設備を提供又は運営する者のことを指す。

第108条に第3項を次のように新設する。

③オンラインサービス提供者が行った次の各号のいずれかに該当する行為は、商標権又は専用使用権を侵害したものとみなす。

1. 他人の商標権又は専用使用権の侵害誘発に係る事実を知っているにも関わらず販売仲介の利用を継続するよう許諾する行為
2. 他人の商標権又は専用使用権の侵害誘発に係る事実を知っているにも関わらずサービスを利用するよう誘導するか斡旋する行為

第108条の2及び第108条の3をそれぞれ次のように新設する。

第108条の2（オンラインサービス提供者への責任の制限）①オンラインサービス提供者は他人の商標権又は専用使用権を侵害しないよう必要な措置を取らなければならない。

但し、オンラインサービス提供者は次の各号の行為と関連して商標権又は専用実施権が侵害されたとしてもその侵害に対し責任を取らない。

1. 商標権又は専用使用権の侵害が認められる当該商品に対し販売を中止するか利用者がアクセスできないようにした場合
2. 商標権又は専用使用権の侵害予防のために大統領令で定めるところにより投稿についてモニタリングを継続的に実施した場合。

②第1項の規定にも関わらずオンラインサービス提供者が第1項に基づく措置を取ることが技術的・経済的に不可能な場合等大統領令で定める場合には、商標権又は専用使用権の侵害に対し責任を取らない。

第108条の3（情報提供の請求）①同法により保護される自己の権利が侵害されたことを主

張する者（以下、同条において「権利主張者」とする）は、民事訴訟の提起及び刑事告訴を行うために当該のオンラインサービス提供者に対しそのオンラインサービス提供者が保有する当該の侵害者の氏名と住所等大統領令で定めるところにより必要な情報の提供を求めることができる。

②オンラインサービス提供者が第1項に基づく要請を断った場合、権利主張者は特許庁長に対し当該のオンラインサービス提供者にその情報の提供を命ずることを請求することができる。

③特許庁長は第2項による請求があれば、大統領令で定めるところによりオンラインサービス提供者に対し当該侵害者の情報を提供するよう命ずることができる。

④オンラインサービス提供者は第2項による命令を受けた日から7日以内にその情報を特許庁長に提出しなければならない、特許庁長はその情報を第2項による請求をした権利主張者に提供しなければならない。

⑤第1項又は第3項に基づき当該侵害者の情報の提供を受けた者は、当該の情報を第1項の請求目的の外の用途で使用してはならない。

⑥その他権利主張者による侵害者情報の提供の要請及び請求に係る事項は大統領令で定める。

第234条の2を次のように新設する。

第234条の2（罰則）第108条の3第5項を違反して要請されたか請求された目的外の用途で該当の情報を使用した者に対し5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－13 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2205812）

議案情報システム（2024. 11. 22.）

議案番号：2205812

提案日：2024年11月22日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外13人

提案理由

商標専門機関は、特許庁から商標検索、商標分類等商標審査業務の一部について依頼を受け行っており、このように納品された調査報告書等は特許庁審査官が商標登録出願を審査するにおいて重要な基礎資料として活用されている。

従って、商標専門機関の多くが民間機関だとしてもその業務の性格及び重要性を考慮

すれば商標専門機関の役員・社員に対し特許庁審査官に準ずる責任と任務を与える必要がある。とりわけ、商標専門機関の役員・社員は商標検索等業務を行うために特許庁のシステムにアクセスして他人の商標出願・審査に係る様々な情報を取得することができるため、これを第三者に漏洩するか、これにより財産上の利益を得ることが厳しく禁止されるべきである。

また、現職の弁理士又は特許庁の職員が商標専門機関を設立するか経営することは商標専門機関の公正な運営及び業務遂行に影響を与えかねないため当然禁止されるべきであり、現職の弁理士又は特許庁の職員が自分の配偶者、親族等を代表者に立てて商標専門機関を間接設立・経営して影響力を与えることも禁止されるべきであるが、それを防ぐための法的根拠が不備である。

さらに、現行法第52条では商標専門機関の登録取消事由について、商標専門機関が嘘や不正な方法で登録したか登録基準に適合していない場合に限定しているだけである。従って、上記のような罪を犯したか、「商標法」及び「商標法」による命令・処分の違反行為があったとしても当該の商標専門機関を登録取消等制裁することが不可能であり、結果的に特許庁が審査業務を行う上で生じた支障及びその被害を一般の国民が受けることになるということを考慮して、立法上の不備により現行法の実効性が低いとの指摘がある。

従って、商標専門機関及び専担機関の役員・社員に対し刑法上の一部の公務員職務に係る罰則の規定に準用する公務員擬制規定を導入する目的である。並びに、商標専門機関の役員・社員について欠格事由を別途定めることで商標専門機関への信頼かつ公正な業務遂行を担保し、商標専門機関による違法な業務遂行等に対し登録取消等制裁できる事由を追加することで法律の実効性を確保する目的である。

主要内容

- イ. 商標専門機関の役員・社員について欠格事由を定める（案第51条の2）。
- ロ. 商標専門機関に対する登録取消等制裁に係る事由を追加する（案第52条）。
- ハ. 商標専門機関、専担機関の役員・社員に対する公務員擬制規定を設ける（案第52条の2）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第51条の2を次のように新設する。

第51条の2（商標専門機関の役員・社員等の欠格事由）①次の各号のいずれかに該当する

者は第51条に基づく専門機関の役員・社員になれない。

1. 「弁理士法」第5条に基づき登録された弁理士（同法第6条の2第2項に基づく休業申告により休業中にある弁理士を除く）
2. 「弁理士法」第2条に基づく業務を行う他の機関で役員・社員を兼務する者
3. 同法の違反により罰金刑以上の宣告を受け2年が経過していない者
4. 第52条に基づき専門機関登録が取り消された法人において取消の当時に役員を務めた者（但し、取消後2年が経過した場合を除く）

②第1項の規定にも関わらず次の各号のいずれかに該当する者は第51条に基づく専門機関の代表者になれない。

1. 未成年者・被成年後見人又は被限定後見人
2. 破産宣告を受けた者で復権を得ていない者
3. 特許庁所属の職員及びそれと大統領令で定める特殊関係にある者
4. 「弁理士法」第5条に基づき登録された弁理士（同法第6条の2第2項に基づく休業申告により休業中にある弁理士を除く）及びそれと大統領令で定める特殊関係にある者

③第1項又は第2項に該当する者が役員・社員を務める機関又は団体の場合、専門機関の登録ができない。

第52条第1項の中「第2号」を「第2号から第6号まで」に改め、同項に第3号から第6号までを次のように新設する。

3. 専門機関の役員・社員が職務遂行と関連して第52条の2により禁固以上の刑が確定した場合
4. 第51条の2による欠格事由に該当する場合
5. 特許庁所属の職員（特許庁所属の職員であったが退職日から3年が経過していない者も含む）又はそれと大統領令で定める特殊関係である者が設立したか、その持分の一部又は全部を所有している場合
6. その他同法又は同法による命令や処分を違反した場合

第52条第2項の中「停止を」を「停止等を」に改める。

第52条の2を次のように新設する。

第52条の2（罰則適用時の公務員擬制）第51条第2項に基づく専門機関又は第51条第3項に基づく専担機関の役員・社員であるか役員・社員であった者は「刑法」第127条及び第129条から第132条までを適用する際には公務員とみなす。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（経過措置）第52条第1項第5号の改正規定は、同法の施行前に設立された法人又は持分を所有している者に対しては適用しない。

1－14 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2205882）

議案情報システム（2024.11.26.）

議案番号：2205882

提案日：2024年11月26日

提案者：クオン・ヒャンヨプ議員（共に民主党）外11人

提案理由及び主要内容

現行法では、特許庁長は商標審査に必要な場合、登録した専門機関に対し商標検索、商品分類等の業務を依頼することができ、専門機関に係る登録基準等については大統領令に委任している。

しかし、専門機関は業務遂行の過程において他人の商標審査に関する様々な情報に触れることができるため、公正に業務を行わなければならないにも関わらず、専門機関の役員・社員に係る欠格事由と特許庁公務員又はその配偶者による専門機関の設立を禁止することができる制度的装置がないため、それに対する改善が必要だとの意見が提起されている。

従って、専門機関の登録及び専門機関の代表又は役員の欠格事由について定め、専門機関の登録取消に係る事由を拡大するなど制度を設けることで専門機関の公正な業務遂行及び商標審査の過程における公正と信頼性を高める目的である（案第51条第6項及び第51条の2の新設等）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第51条第6項を第7項にし、同条に第6項を次のように新設し、同所第7項（従前の第6項）の中「第2項に基づく専門機関の登録基準」を「第6項に基づく登録要件」に改める。

⑥第2項に基づき専門機関を登録しようとする者は次の各号の要件を全て満たさなければならない。

1. 第1項の業務を遂行するに当たり適合な施設・装備及び人材と組織を確保すること
2. 役員・社員の中「弁理士法」第2条に基づく業務を行う他の機関で役員・社員を兼務する者又は同法第5条に基づき登録された弁理士（同法第6条の2第2項に基づく

休業申告により休業中にある弁理士を除く）が在籍しないこと

3. 役員・社員の中特許庁所属の職員（特許庁所属の職員であつたが退職日から3年が経過していない者も含む）又はその配偶者等大統領令で定める特殊関係にある者が在籍しないこと
4. その他第1項に基づく業務と関連して大統領令で定めるセキュリティ体系を備えること

第51条の2を次のように新設する。

第51条の2（商標専門機関登録に係る欠格事由） 次の各号のいずれかに該当する者は専門機関登録を申請することができなく、専門機関の代表者又は役員になれない。

1. 未成年者・被成年後見人又は被限定後見人
2. 破産宣告を受けた者で復権を得ていない者
3. 同法を違反して禁固以上の実刑が宣告されその執行が終了（終了されたこととみなす場合を含む）されたか執行が免除された日から2年が経過していない者
4. 同法を違反して禁固以上の刑の執行猶予を受けてその猶予期間中にある者
5. 同法を違反して罰金300万ウォン以上の刑を宣告され2年が経過していない者
6. 第58条の2第1項第1号による登録取消後2年が経過していない者（法人の場合はその代表者のことを指す）
7. 法人の代表又は役員の中第1号から第6号までのいずれかに該当する者が在籍する法人

第52条第1項各号外の部分の中「第2号に」を「第2号から第4号までに」に改め、同項に第3号及び第4号をそれぞれ次のように新設する。

3. 専門機関の代表者又は役員が第51条の2各号にいずれかに該当する場合。但し、専門機関の代表者又は役員が第52条の2第7号に該当することになった際には6か月以内にその代表者か役員を替えて任命する場合はその限りではない
4. その他同法又は同法に基づく命令や処分を違反した場合

第11章に第229条の2を次のように新設する。

第229条の2（罰則適用に係る公務員擬制） 第51条第2項に基づく専門機関又は第51条第3項に基づく専担機関の役員・社員であるか役員・社員であつた者は「刑法」第127条及び第129条から第132条までの規定を適用する際には公務員とみなす。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1－15 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2205913）

議案情報システム（2024. 11. 27.）

議案番号：2205913

提案日：2024年11月27日

提案者：キム・ギョフン議員（共に民主党）外12人

提案理由及び主要内容

現行「特許法」では、特許審判の専門性を補完するために専門的な知識と経験を備えた外部の技術専門家が審判手続きに参加して意見（書面、口頭）を示す専門審理委員制度を運営している。

しかし、特許審判に係る紛争の内容が益々複雑かつ多様化しているにも関わらず、同制度が義務ではないため活用業績が低調している。同制度の趣旨を生かすことはもちろん、複雑な技術的事案をさらに綿密に扱い、世界市場において自国の技術や製品を保護するためには専門審理委員の参加により専門性を高める必要がある。

従って、国家戦略技術に係る特許審判に限り専門審理委員が義務的に参加できる根拠を設けるという目的である（案第154条の2）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第154条の2第1項に但し書を次のように新設する。

但し、国家戦略技術・先端戦略事業に限っては義務的に参加させなければならない。

附 則

この法律は、公布した日から施行する。

1－16 【法案提出】法院組織法の一部改正法律案（議案番号：2205914）

議案情報システム（2024. 11. 27.）

議案番号：2205914

提案日：2024年11月27日

提案者：キム・ギョフン議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行「法院組織法」では、裁判官の専門性及び信頼性を高めるために、特許庁の審査官又は特許審判院の審判官を法院公務員として任用して裁判官の理解と判断を補助する技術審理官制度を運営している。

しかし、特許紛争の様態は日々複雑しており規模は速いスピードで大きくなっている。一部分野の場合、技術が高度に先端化されているため、裁判部を補助する現在の水準では紛争を迅速かつ効率的に解決するには適切ではない。

従って、国家戦略技術に係る特許審判に限り技術審理官が義務的に参加できる根拠を設ける目的である（案第54条の2）。

法律第 号

法院組織法の一部改正法律案

法院組織法の一部を次のように改正する。

第54条の2第2項に但し書を次のように新設する。

但し、国家戦略技術・先端戦略産業に限っては義務的に参加させなければならない。

附 則

この法律は、公布した日から施行する。

1－17 【法案提出】産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案（議案番号：2205939）

議案情報システム（2024. 11. 27.）

議案番号：2205939

提案日：2024年11月27日

提案者：キム・テニョン議員（共に民主党）外12人

提案理由

現行法では、産業技術の流出及び侵害行為をした者に対しその類型によって「3年以下の懲役」又は「3億ウォン以下の罰金」又は「10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金」を科すよう定めている一方、海外流出の目的の一部の侵害行為の場合、国家コア技術については3年以上の有期懲役及び15億ウォン以下の罰金を併科し、産業技術については15年以下の懲役又は15億ウォン以下の罰金を科すよう規定している。

それと関連して、産業技術流通侵害犯罪に係る構成要件を目的犯と規定しているため目的の立証が難しく、最近産業技術流出犯罪行為による利益に比べ処罰の水準が低いことから、産業技術の流出を防ぎ産業技術を保護するためのより実効性のある対策を策定する必要があるとの指摘が提起されている。

従って、国家コア技術と一般産業技術に対する海外流出犯罪の構成要件について目的性から故意性に緩和し、法定刑を引き上げる一方、産業技術侵害行為に紹介・斡旋・誘引に係る行為を含めることで、国家コア技術又は産業技術が外国でも使用されることを知っているにも関わらず流出する場合に対し量刑基準と罰金を引き上げることにより、産業技術の流出を防止し保護する目的である。

主要内容

- イ. 対象機関との契約等により産業技術に対する秘密守秘義務のある者が産業技術の返還・削除に係る要求を拒否するか忌避する行為を処罰できるようにする（案第14条第6号の3）。
- ロ. 産業技術を流出するか目的外で使用・開示する行為等を紹介・斡旋・誘引する行為を産業技術流出行為に含める（案第14条第9号の新設）。
- ハ. 国家コア技術が外国で使用されることを知っているにも関わらず技術流出行為をした者に対し5年以上の有期懲役に処し、罰金刑に処する場合は違反行為による財産上の利益が15億ウォンを超過する際にはその利益の2倍以上10倍以下に該当する罰金に処する（案第36条第1項）。
- ニ. 産業技術が外国で使用されることを知っているにも関わらず技術流出行為をした者に対し20年以下の懲役に処し、罰金刑に処する場合には違反行為による財産上の利益が15億ウォンを超過する際にはその利益の2倍以上5倍以下に該当する罰金に処する（案第36条第2項）。

法律第 号

産業技術の流出防止及び保護に関する法律の一部改正法律案

産業技術の流出防止及び保護に関する一部を次のように改正する。

第14条第6号の3の中「不正な利益を得たかその対象機関に損害を与える目的でこれを」を「これを」に改め、同条に第9号を次のように新設する。

- 9. 第1号から第3号まで、第5号、第6号の2又は第6号の3に該当する行為を紹介・斡旋するか誘引する行為

第36条第1項の前段の中「国家コア技術を」を「国家コア技術が」に、「使用されたか使用させる目的で」を「使用されることを知っているにも関わらず」に、「3年」を「5年」に、

「処する」を「処し、15億ウォン以下の罰金を併科する」に改め、同項の後段を削除し、同項に但し書を次のように新設し、同条第2項の中「産業技術を」を「産業技術が」に、「使用されたか使用させる目的で」を「使用されることを知っているにも関わらず」に、「15年」を「20年」に改め、同項に但し書を次のように新設する。

但し、罰金刑に処する場合は、違反行為による財産上の利益額が15億ウォンを超過する際にはその利益の2倍以上10倍以下に該当する罰金に処する。

但し、罰金刑に処する場合は、違反行為による財産上の利益額が15億ウォンを超過する際にはその利益の2倍以上5倍以下に該当する罰金に処する。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2024 年部処横断型公共技術の移転・事業化ロードショー」を開催

韓国特許庁（2024. 11. 1.）

9つの政府関係部処が優秀な公共技術 2,787 件を紹介…技術移転の相談を提供

韓国特許庁は、科学技術情報通信部、農林畜産食品部、産業通商資源部、保健福祉部、環境部、国土交通部、海洋水産部、山林庁と共同で11月1日金曜日、エルタワー（ソウル市瑞草区所在）にて優秀な公共技術の民間への移転・事業化の促進に向けた「2024 年部処横断型公共技術の移転・事業化ロードショー」を開くと発表した。

【9つの部処が発掘した優秀な公共技術 2,787 件を紹介…技術移転の相談サービスを提供】

イベントでは各部処が有望な技術を紹介し、その技術を必要とする企業に技術移転に関する相談を提供する。今回は前回開催と比べて大幅に増えた 2,787 件の公共技術が出品された。

※出品技術：（2022 年）645 件→（2023 年）1,551 件→（2024 年）2,787 件

また、より有効な技術移転の相談を提供するために、国家科学技術知識情報サービスのホームページ（www.ntis.go.kr/rndtema/）に優秀な公共技術の詳細を公開しており、関心

のある企業が事前申込により公共技術を保有する機関とイベント現場で相談できるサービスを提供している。

ロードショーは2013年、特許庁と中小ベンチャー企業部（旧中小企業庁）の共同主催でスタートされ、今年は保健福祉部、山林庁が新しく参加して計9つの部処が連携する「部処横断型公共技術移転イベント」となった。

【韓国基礎科学支援研究院など6つの機関が知財経営の優秀機関に選定】

知財の創出・活用において高い成果を上げている知財経営優秀機関への授賞式も開かれる。知財経営優秀機関に選ばれた大学・公共研究機関には特許出願料、年次登録料などの納付に使える知財ポイントが付与される。今年は、韓国基礎科学支援研究院、韓国生命工學研究院、光州科学技術院、国立金烏（クモ）工科大学、梨花（イファ）女子大学、漢陽（ハニャン）大学の6つの機関が選ばれた。

特許庁長は「9つの部処による厳格な審査の結果で選ばれた優秀な公共技術がそれを必要とする企業と協力して素晴らしい製品やサービスが生まれることを期待する」とし、「特許庁は政府関係部処間の連携を強化して特許取引市場の活性化を図り、今回のようなイベントの場を拡大し、このような取り組みで大学・公共研究所が保有する優秀な技術が民間企業で広く活用されるよう支えていく」と述べた。

2-2 韓国特許庁、半導体・ディスプレイ技術の優先審査対象を製造・設計から性能検査・評価分野まで拡大

韓国特許庁（2024. 11. 1.）

通常審査と比べて一次審査通知まで平均14月短縮される

韓国特許庁は11月1日金曜日、半導体・ディスプレイ分野の優先審査の対象を現在の半導体・ディスプレイに係る素材・部品・装置の製造または設計の分野から性能検査・評価の分野まで拡大すると発表した。この分野での出願が多い中小・中堅企業が迅速に特許権を確保する上で役立つと期待される。

特許庁は2022年から技術進化のスピードが速く国民経済および国家競争力に直接関わる先端技術と関連する出願について優先審査を行っている。現在の運用では、半導体、ディスプレイ、二次電池分野に係る出願は優先審査を利用することができる。

制度の運用開始（2022 年 11 月 1 日）以降、優先審査を申請した半導体・ディスプレイ分野の特許出願について平均 1.6 月（2024 年 9 月末時点）で一次審査結果が通知された。これは、同分野の出願に対する通常審査の処理期間が 15.9 月（2024 年 9 月末時点）であることに比べて 14 月以上短くなっている。

優先審査の対象に新しく追加される半導体・ディスプレイの性能検査・評価技術は韓国の中小・中堅企業による出願件数が多い分野で、今回の改正により、同分野における出願件数が全体の 45.3%を占める※中小・中堅企業がより有効に優先審査制度を利用できると期待される。

※当該分野における全体の出願件数 4,944 件のうち、中小・中堅企業による出願は 2,239 件（2019 年 1 月～2024 年 9 月）

半導体・ディスプレイ分野の優先審査を利用する上で必要な書類や詳しい条件については 11 月 1 日から特許庁ウェブ사이트 (<http://kipo.go.kr>) にて確認できる。

特許庁の特許審査企画局長は「目まぐるしく変化する技術競争の時代において迅速な権利の確保が一番重要だ」とし、「特許庁は先端技術分野で韓国企業がイノベーションをリードしていけるよう引き続き支援策を探っていく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、「第 15 回韓・日・中知的財産(IP)研修機関長会合」に参加

韓国特許庁（2024.11.4.）

3 カ国の知財研修機関長が教育分野の協力に向けて手を組む

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、11 月 5 日火曜日から 6 日水曜日まで中国北京で開かれる「韓・日・中知的財産（IP）研修機関長会合※」に参加し、3 カ国における知財教育分野の懸案および協力策について議論すると発表した。

※韓国国際知識財産研修院（International Intellectual Property Center, IIPTI）、日本工業所有権情報・研修館（National Center for Industrial Property Information and Training, INPIT）、中国知識産権培训中心（China Intellectual Property Training Center）の機関長および実務者が参加

【韓日中知的財産研修機関長会合、知財教育の経験や教育協力策について意見交換】

5 日火曜日に開かれる韓日中知的財産研修機関長会合は、韓国・日本・中国の各国で知財教育を担当する研修機関長が 3 カ国における知財教育の現状や経験について共有し、教

育協力策の方向性について議論する場である。

今回の会合では、国際出願（PCT※）の 51%（2023 年、世界知的所有権機関による PCT の年間レポート）を占める 3 カ国が知財教育分野で協力する必要性について認識を共有し、各国における知財権教育の現状、共同教育プログラムの実施、大学研究院向け知財教育コースの模索、人工知能（AI）技術を採用する知財教育の方策などさまざまな議題について意見を交わす考えた。

※Patent Cooperation Treaty（特許協力条約）：ひとつの出願願書を提出することによって PCT 条約の加盟国にも出願したことと同じ効果を与える国際出願制度

【韓日中共同セミナー、3 カ国 AI 関連特許審査の基準について紹介・ディスカッション】

6 日水曜日に開かれる日中韓共同セミナーは、各国の知財競争力の強化に向けた協力プログラムで、コロナ禍以降 4 年ぶりの開催となる。本セミナーでは、各国の審査官や弁理士を対象に「3 カ国における人工知能（AI）関連特許審査基準」についてオンライン形式で発表を行い、ディスカッションする時間が設けられる。

韓国特許庁は今回の会合により、各国で進めている知財育成政策や新技術および知財へのアプローチ・採用について情報を共有することで、未来の知財分野を率いる人材の育成や訓練において 3 カ国が引き続き協力していく土台をつくることを期待している。

特許庁の国際知識財産研修院長は「3 カ国における知財協力関係を強固にし、認識を共有する大変意義のある時間だ」とし、「今後も知財人材の育成や世界の知財分野の発展に向けて 3 カ国間の知財教育の協力を積極的に拡大していく」と述べた。

2-4 韓国特許庁、世界知的所有権機関と韓国発明振興会と共に「第 15 回国際知的財産専門家認証コース（AICC）」を実施

韓国特許庁（2024. 11. 4.）

24 カ国の知財専門家がソウルで対面教育に参加する

韓国特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）※および韓国発明振興会（KIPA）と共同で 11 月 4 日月曜日から 7 日木曜日まで韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて第 15 回国際知的財産専門家認証コース（AICC）※※を開催すると発表した。

※WIPO(World Intellectual Property Organization)

※※AICC(Advanced International Certificate Course)

2010 年から行っている AICC コースは、特許庁・WIPO・KIPA が共同で開発した IP Panorama 2.0※のコンテンツを活用して WIPO 加盟国の知財専門家を対象にグローバル知財経営や活用能力を強化する内容であり、これまで 181 か国の 14,391 名が受講した。

※ビジネスにおける知財戦略について短い動画などコンテンツをモバイル端末で学習できる E ラーニング

今年は 110 か国から 1,296 名が 1 次オンライン受講に参加し、このうち成績優秀者 24 か国 36 名を選び、2 次の対面コースを行う計画だ。

AICC コースは、企業経営の観点からみる知財権の有効活用とそれに関連する知財価値評価および金融、最新の知財動向、ライセンス戦略、革新経営などの科目で行われ、理論だけでなく事例学習による実務能力の向上に重点を置いている。

クリントン・フランシス教授（米ノースウェスタンロースクール）、タナ・フィストリウス弁護士（南アフリカ共和国）、キム・グァンジュン（韓国カリスト未来大学院）など国内外の知財専門家が講義を担当する。

特許庁は本コースにより、知財専門家が知財を活用した企業経営の理論と事例を学ぶことで有効なビジネス戦略を立てる効果を期待している。

特許庁の国際知識財産研修院長は「韓国が開発した IP 教育のコンテンツが世界で必要とされる知財人材を育成する上で役に立つことを期待する」とし、「今後もグローバル知財教育をリードし、知財専門家を育成していくよう WIPO など国際機構と積極的に協力していく」と述べた。

本コースの詳細については KIPO アカデミーウェブサイト（www.kipoacademy.kr）から確認できる。

2-5 韓国特許庁、製造 AI 専門企業と知財懇談会を実施

韓国特許庁（2024.11.4.）

スタートアップと「製造 AI」分野の特許競争力の強化に取り組む

韓国特許庁は 11 月 5 日火曜日、製造人工知能（AI）分野専門企業である（株）MakinaRocks（ソウル市瑞草区所在）を訪問し、知財懇談会を実施すると発表した。

「製造 AI (manufacturing AI)」とは、AI とビッグデータを採用した工場・製品設計・シミュレーション、製造コストと時間を最適な方法で削減するスマートファクトリーに欠かせない技術である。

同社は AI を活用した半導体設計技術など約 50 件の特許を保有する産業用 AI 専門企業であり、特許庁は今回の懇談会を機に企業から相談や意見を聞き、産業への理解度を高めてユーザーフレンドリーな特許サービスの提供に活用する計画だ。

特許庁のスマート製造審査チーム長は「製造 AI 市場は年平均 47.8% ずつ急成長して 2031 年には 359 億ドルに達すると見込まれる※」とし、「韓国企業が製造業の未来市場をリードしていくよう産業界と引き続き意見交換を重ね、特許の競争力の向上に取り組んでいく」と述べた。

※市場調査専門企業 VMR (Verified Market Research) は製造 AI 市場が 2024 年 23.1 億ドルから年平均 47.8% ずつ成長して 2031 年には 359 億ドル (約 50 兆ウォン) に達すると予測

2-6 韓国特許庁と科学技術情報通信部、「グローバル ICT スタンダードカンファレンス (GISC) 2024」を開催

韓国特許庁 (2024. 11. 4.)

超カバレッジ拡張の実現、ICT 標準と知財でリードする

韓国特許庁は科学技術情報通信部 (ユ・サンイム長官) と共同で、11 月 4 日月曜日から 6 日水曜日までエルタワー (ソウル市瑞草区所在) にて「グローバル ICT スタンダードカンファレンス (GISC※) 2024」を開くと発表した。

※Global ICT Standards Conference

今回のイベントは、デジタル分野における標準化の動向や成果を共有し、今後の発展方策について話し合う場であり、2017 年から始まり今年 8 回目を迎える。デジタル技術が進化している一方でデジタル格差が広がりつつある現状において全ての人がデジタル技術にアプローチし、活用できる環境作りに向けた方策について話し合うために、今年は「ICT 標準と知的財産：包摂的な革新」というテーマで開かれる。

開幕式 (4 日) では、Stefan Engel-Flechsigg (O-RAN アライアンスの COO)、チョ・ソンファン (ISO 会長)、Phil Wennblom (ISO/IEC JTC1 議長) がそれぞれ「オープン型無線通信網の標準化の動向」、「ICT 標準の未来」、「情報技術標準」をテーマに基調講演

を行う。続いて ICT 標準大賞、特許経営大賞、標準特許創出表彰など授賞式が行われる。

3 日間のイベントでは大きく 5 つのプログラム、ICT 標準・特許の優秀成果の発表会、国家戦略技術標準セミナー、ICT 標準特許セミナー、デジタルにおける包摂的な成長・革新セミナー、ICT 標準のインサイトが行われる。

「国家戦略技術標準セミナー」では、人工知能（AI）・データ、デジタルコンテンツ、次世代通信、次世代セキュリティ、量子情報通信などデジタルトランスフォーメーションのコア技術について部門別に政府の政策および国家研究開発の方向性、標準化戦略、韓国国内外における標準化の動向、新興技術などが紹介される。

「ICT 標準特許セミナー」では、企業における標準必須特許の活用戦略、移動通信分野における標準必須特許の開発戦略、標準必須特許のライセンスおよび損害賠償の算定事例など企業にとって参考になる事例を中心にさまざまな戦略を共有する。また、欧州における標準必須特許に関する規則案の状況、標準必須特許プールの最新動向など世界的に注目される話題について発表する。

科学技術情報通信部のカン・ドヒョン第 2 次官は「情報格差によるデジタル疎外の問題を解決するためには標準を制定する段階から包摂的な観点が求められる」とし、「科学技術情報通信部は全ての人がデジタル技術による恩恵を享受できるよう包摂的な革新に向けて手厚く支援する」と述べた。

特許庁のキム・ワンギ庁長は「デジタルトランスフォーメーションの加速化により超カバレッジ拡張が実現化しており、ICT 標準と標準必須特許の影響力があらゆる産業に及んでいる」とし、「特許庁は科学技術情報通信部と協力して ICT 標準必須特許の競争力確保に向けて取り組んでいく」と述べた。

2-7 韓国特許庁、「知的財産基盤ダイナミック経済の実現戦略」を発表

韓国特許庁（2024. 11. 5.）

2027 年まで企業の産業財産権 200 万件確保、ダイナミック経済の実現を目指す

半導体・二次電池に次ぎバイオ分野の技術についても優先審査制度を導入する。人工知能（AI）技術を活用してオンライン上の模倣品販売を 24 時間体制でモニタリング・取り締まる。

韓国特許庁は11月5日火曜日、ダイナミックな経済の実現に向けて知財の好循環を促進する「知的財産基盤ダイナミック経済の実現戦略」を発表した。

知財は、企業を成長させ雇用を創出し、スタートアップにとっては資金調達の可能性を高めて資本の流入を促進する一方、技術革新による韓国経済の生産性を高める。つまり、知財は生産要素（労働・資本）の投入と生産性の向上を図り、経済成長をけん引するカギとなる。

[知財とダイナミック経済]

- 産業財産権（特許・意匠・商標など）を保有規模が1%増加すると売上高が0.35%増（2023年、知識財産研究院）
- 産業財産権を保有する企業は保有していない企業に比べて売上高7.2%、輸出39.6%増（2023年、知識財産研究院）
- 特許出願したことのあるスタートアップは資金調達の可能性が6.4倍増（2023年、欧州特許庁）
- 生産性の増加には研究開発より特許権の増加が有意なプラス効果（2020年、通商情報学会）

ユン・ソンニョル政権に入り特許庁は先端戦略産業分野において民間専門家105名を特許審査官に採用し、専任審査組織である半導体審査推進団、二次電池審査課3つを立ち上げるなど、特許審査体制を大きく拡充した。

これにより、今年7月に韓国出願人の特許保有件数が100万件を超え、年間の特許審査処理件数も大幅に増え2021年18万件から今年は約20万件水準に達するとみられる。

今年8月にはIP金融※市場規模10兆ウォンの時代をひらく意義のある成果がみられた。2021年6兆ウォンから2年8か月で1.7倍成長している。

※企業が特許など知財権を活用して融資・保証・投資により資金を調達する金融のこと

一方、「軽い処罰」と大きく批判されていた国内先端技術の海外流出への対応問題において、営業秘密の海外流出罪に対する懲役刑を最長9年から12年に引き上げ、初犯に対しても実刑判決になるよう執行猶予基準を強化するなど、裁判所における量刑基準の改正（2024年3月）を関係部処が力を合わせて進めた。また、世界で最高水準といわれる営業秘密侵害の5倍賠償制度を導入した（2024年8月）。

今回発表した「知的財産基盤ダイナミック経済の実現戦略」は、ユン・ソンニョル政権発

足後 2 年半が経ち人気の折り返し点を迎えて策定した知財総合戦略であり、経済の主体となる革新を権利化・収益化して再び革新に投資するという「知財の好循環」を強化させ、韓国企業が保有する産業財産権の規模を 2021 年 153 万件から 2027 年 299 万件まで拡大する計画だ。

【半導体・二次電池に次ぎ「バイオ」も「特許優先審査」…先端戦略産業の迅速な権利確保を支える】

来年 1 月にバイオ（35 名）・先端ロボット（16 名）・人工知能（9 名）の 3 つの分野で民間専門家 60 名を特許審査官に採用する。バイオ分野の専担審査組織を立ち上げ優先審査制度を導入することで、全ての先端戦略産業分野（半導体・ディスプレイ・二次電池・バイオ）について「特許審査パッケージ※」の支援体系を整える。

※民間分野で経験の豊富な専門家を審査官に採用、専担審査組織の立ち上げ、優先審査への支援など

【「先端技術の道しるべ」となる 6 億件の特許ビッグデータにより国家戦略の確立を支援する】

今年 8 月施行された「産業財産情報法」を基に 6 億件の先端技術情報である特許ビッグデータを本格的に活用することにした。特許ビッグデータは、技術保有企業（出願人）、研究者（発明者）、技術分野（特許分類コード）、技術情報（発明の詳細な説明）などが盛り込まれた品質の高い技術情報の集約であり、これを活用することで産業や技術の競争力について国・企業別に比較・分析し、最新の動向を把握することができる。

特許庁は、人工知能（AI）、量子、先端バイオなどゲームチェンジャーとなる技術に対しデータを基にした国家戦略を策定するよう、当該技術に係る国家委員会などに特許ビッグデータの分析結果を積極的に提供していく方針だ。また、AI 産業などで特許ビッグデータの活用を促すよう産業財産情報法に基づいた 5 か年基本計画を年内に策定する計画だ。

【革新技术のある企業が市場で適切な評価を受けられるよう知財情報を公開する環境づくり】

米国、日本など主要国は企業の技術が知財情報を投資者に提供することで投資の活性化を図っているが、韓国では関連制度が設けられていない。それを受けて「コリアバリューアップ」の一環として、企業の知財情報公開に関するガイドラインの確立など企業の知財

保有状況、投資・活用戦略など市場に情報を積極的に提供する環境づくりに取り組む。

【知財の事業化への支援の拡大…技術革新の促進】

企業と大学・公共研究機関が保有する特許が起業、新事業の展開などの際により多く活用されるよう支援を拡大する。関係部処・自治体・民間投資機関などと連携してスタートアップの育成や中小企業による知財の事業化への支援を強化する一方、民間分野主導の知財取引市場を活性化するために民間取引機関の育成を進める。また、知財の事業化への租税支援強化策についても検討する考えだ。

【輸出の妨げ、海外知財紛争から韓国企業を守る】

海外で特許侵害訴訟に巻き込まれると莫大な損害賠償や輸出禁止といったリスクにさらされる。韓国経済は輸出の影響力が非常に大きい環境にあることから韓国企業が海外で起こる知財紛争に予め対応できるよう手厚く支援する。来年から輸出の初期段階・予定のある企業を対象に知財紛争リスクを事前にチェックできるコンサルティングサービスを提供する計画だ。

【AI 技術により 24 時間体制でモニタリング…オンライン上の模倣品流出を防ぐ】

デジタル化の進展により EC サイト、海外個人輸入などさまざまなルートを通じた模倣品流出の増加※により、中小企業のブランドの生存はもちろん、子ども用品・自動車部品など国民の安全に直接影響を与える分野においても被害が相次いでいる。これを受けて、国内外のプラットフォームを対象に模倣品販売の投稿を 24 時間体制でモニタリング・通報する AI モニタリング制度を導入する。今年は 11 の商標に対し実装実験を行い、来年には対象を 160 の商標に大幅拡大するなど、中長期に拡大していく。

※オンライン上の模倣品流通への取締実績（万件）：（2020 年）13.7→（2021 年）18.8→（2022 年）20.6→（2023 年）23.8

キム・ワンギ庁長は「知財はイノベーションであり、ダイナミックな経済成長のカギとなる」と強調し、「韓国出願人の保有特許 100 万件、IP 金融 10 兆ウォン突破、知財犯罪に対する量刑基準の引き上げなど、ユン・ソンニョル政権発足後積み上げてきた成果を基に、とどまることなく、今回策定した戦略を円滑に進めてダイナミック経済の実現に一助する」と述べた。

2-8 韓国特許庁、二次電池製造装置メーカーを訪問

韓国特許庁（2024. 11. 5.）

IP 金融を有効に活用した国家先端戦略産業分野の企業から意見を聞く

韓国特許庁は 11 月 5 日火曜日、産業現場とコミュニケーションを図る積極的な行政活動の一環として二次電池製造装置メーカーである（株）ウウォン技術（京畿道平澤市所在）を訪問して懇談会を開くと発表した。

今回の企業訪問は、企業が独自の研究開発により取得した知財を担保に融資を受けて優秀な成果を上げた IP 金融の活用事例を調査し、企業からの意見を集めて IP 金融を活用する上で必要な政策支援を把握するために設けられた。

〔IP 金融および IP 価値評価への支援事業〕

◇（IP 金融）特許など IP を基にした担保・投資・保証などにより資金を調達する活動

※2024 年 8 月時点 IP 金融規模 10 兆 211 億ウォン、ここ 3 年間約 1.7 倍成長

◇（IP 価値評価への支援事業）企業の IP 価値を基に金融・事業化に活用できるよう IP の経済的価値を評価する費用の一部を支援する事業

同社は二次電池のセルスタック（cell stack）※製造装置に係るコア技術の特許を保有する中小企業であり、昨年、保有している特許 7 件を担保に 100 億ウォンの融資を受け事業資金に活用して企業の資金不足の状況を解決し、3,000 億ウォン規模の海外受注プロジェクトを円滑に進めた。また、今年 12 月には「第 60 回貿易の日」で「1 億ドル輸出の塔」を授賞するなど優秀な成果を上げた。

※正極板、負極板、分離膜からなる二次電池のセル（cell）を複数積層（stack）したもの

特許庁長は「革新的なアイデアと研究開発の成果である知財は物的な担保などが豊富ではない企業にとって非常に有用な資金調達の手段になる」とし、「今後も特許庁はさらに多くの企業が知財を活用して担保融資、保証、投資により成長を図り、円滑な輸出活動につながるよう支援を強化していく」と述べた。

2-9 IIPTI、ソウルサムスン学校の中・高生を対象に発明教育を実施

韓国特許庁（2024. 11. 6.）

韓国特許庁の国際知識財産研修院は 11 月 6 日水曜日、ソウルサムスン学校（聴覚障害者

向け特別支援学校、ソウル市銅雀区所在）にて中・高生 52 名を対象に発明教育を行うと発表した。

今回の教育は、発明教育の普及に向けた教育寄付の一環として行われ、学習理解度を高めるために反転授賞（flipped learning）※の形で実施される。

※学校での対面授業を行う前に自宅学習を行い、その内容を基に教室で深化した教育活動を行う方法

対象者であるソウルサムスン学校の生徒は 9 月から 10 月まで「国家知識財産ポータル※」にて予習として行われるオンラインコースを受講した。オンラインコースでは学習への興味を高めるために手話や字幕が使える「JOB せよ！知財」、「トリーズ※※で素敵な発明品を作ろう」といったコンテンツを制作して提供した。今回の現場教育では、予習した内容を基に発明に関する基本講座と自ら発明キットを作る深化活動を行う計画だ。

※大衆向け知財 E ラーニング無料サイト

※※複数の発明特許の分析による創造的な問題解決の手法

特許庁の国際知識研修院長は「今回の教育コースは青少年のクリエイティビティとイノベーション性を育む上で役に立つと思う」とし、「今後も発明教育により多くの生徒が発明に関わるさまざまな知識や経験を積み、未来を率いるリーダーに成長するよう手厚く支援していく」と述べた。

2-10 韓国特許庁、半導体素材メーカーと知財懇談会を実施

韓国特許庁（2024. 11. 6.）

強い特許権により次世代半導体素材の国産化を図る！

韓国特許庁は 11 月 6 日水曜日、（株）トンジンセミケム（京畿道華城市所在）にて半導体素材産業における知財競争力の強化に向けた懇談会を開くと発表した。

今回の懇談会は、半導体の超微細化に向けた技術競争が激しい中で、微細化に欠かせない素材である極端赤外線（EUV）レジストの国産化を率いる（株）トンジンセミケムを訪問し、韓国の半導体素材産業から知財に関わる相談を聞き、当該技術への審査官の理解を高めるために設けられた。

懇談会で同社は最新半導体のフォトリソ関連技術について説明し、特許庁は半導体分野の特許出願に対する優先審査など関連政策や半導体素材分野における特許出願動向

の分析結果を共有する考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長は「今回の懇談会は、次世代半導体素材分野の特許に関する統計データを国内企業に提供し知財権をめぐる懸案を共有することで、相互の理解の幅を広げる良い機会となると期待する」とし、「特許庁は半導体素材分野で韓国企業が知財の競争力を高めていけるよう産業界と引き続き意見交換を重ねていく」と述べた。

2-11 「2024 年特許技術賞」で LG 電子が世宗大王賞を受賞

韓国特許庁（2024. 11. 7.）

臨場感あふれる道案内サービス「車両用の AR ディスプレイ」が一等を受賞

韓国特許庁は 11 月 6 日水曜日、中央日報社屋（ソウル市麻浦区所在）にて「2024 年特許技術賞」の授賞式を開催した。LG 電子の「車両用の AR ディスプレイ装置およびその動作方法」が一等の世宗（セジョン）大王賞を受賞した。

特許技術賞は、発明者のモチベーションや発明の重要性について社会的な認識を高めるために優秀な技術に対し賞賛するイベントで、特許審査官が受賞対象の選定に直接参加し、1992 年から 33 年間特許庁と中央日報が共同で主催してきた。

【一等世宗（セジョン）大王賞、LG 電子「車両用の AR ディスプレイ装置および動作方法」】

一等の世宗（セジョン）大王賞は「車両用の AR ディスプレイ装置およびその動作方法」を発明した（株）LG 電子のチェ・ビョンジュン、チェ・ジソク、ソン・ジョンフン、キム・イルファン、パク・ジョンテ研究員が受賞した。

同社は、道案内の情報を仮想グラフィック化して現実の画像に自然に重ねて表示することでドライバーが直観的に経路を認識するなど、安全な走行環境を提供する技術を発明した。この技術を採用した自動車部品を開発して多くの世界的な完成車メーカーから技術力を認められ、製品の受注やソフトウェアソリューションの収益化に成功した。

【二等忠武公（チュンムゴン）賞、（株）イオテクニクス「可変なパルス幅フラットトップレジャー装置および動作方法」】

二等の忠武公（チュンムゴン）賞は、可変なパルス幅フラットトップレジャー装置および

その動作方法を発明したソン・ギュドン会長のほか3名（（株）イオテクニックスによる出願）が受賞した。

この特許技術は、レジヤーを利用してウェハーに照射するビームが到達する深さを調整することでほかの部分への熱による損傷を最小化して生産性を高めるものである。同社は、レジヤーのアニーリング技術に係る韓国国内外の数十件の特許ポートフォリオを作り、世界で初めてDRAM用レジヤーアニーリングの量産設備の開発に成功した。

【池錫永（チソギョン）賞は光云（クァンウン）大学産学協力団など2チーム、洪大容（ヒョンデヨン）賞（株）MPコーポレーションなど4チーム】

池錫永（チソギョン）賞は「MDCT ベースのコーダーと異種のコーダーの返還に係るエンコーディング装置およびデコーディング装置」に関する特許でペク・スングォン研究院のほか7名（光云（クァンウン）大学産学協力団と韓国電子通信研究院による共同出願）と、「車両用ホイールベアリング」に関する特許で（株）イルジングローバルのパク・ジュンヤン研究院もほか3名がそれぞれ受賞した。

光云（クァンウン）大学産学協力団・韓国電子通信研究院は、音声や音楽の再生において高い品質や効率的な圧縮を提供するオーディオエンコーディング技術を開発し、この技術は国際標準技術に採択され、多くのグローバルストリーミングサービスやスマートフォンをはじめモバイル端末に採用されている。

（株）イルジングローバルは、オービタルフォーミング※の与圧方法を適用し、ゴムボートを内輪に直接連結できる4世代ホイールベアリングに係る技術を発明し、ホイールベアリングの寿命や剛性を高めるとともにほかの部品を加えることなく重量や製造原価を削減した。

※ハブの端部が径方向外方に拡大するよう塑性変形した構造

洪大容（ヒョンデヨン）賞は、（株）MPコーポレーションによる形状記憶スプリングのアクチュエータ装置、（株）イソルによる高性能のパターニング干渉装置、（株）コスマックス AB・（株）コスマックスによる発酵ナノ乳化剤の組成物、（株）ポジキューブによる画像判別手法に係る技術の発明者がそれぞれ受賞した。

特許技術賞の受賞者には最高1,500万ウォンの賞金と特許庁による発明奨励事業※への支援、発明の事業化・マーケティングに活用できる特許技術賞の受賞マークが提供される。
※優秀発明品の優秀購買推奨および特許路による製品革新支援の対象者選定時に優遇措

置

特許庁長は「今回特許技術賞を受賞した 8 つの発明が今後、さまざまな産業に採用され世界市場に普及され、韓国の競争力を高めることに貢献すると期待している」とし、「特許庁は、大韓民国を技術大国へと導く土台となる優秀な研究者による創造的な研究活動を手厚く支援し、革新の賜物である特許の有効活用や保護に取り組む」と述べた。

2-12 韓国特許庁、ユーザーの利便性向上に向け手数料納付用のバーコードスキャナーを設置

韓国特許庁（2024. 11. 7.）

手数料の返還が可能な金融機関を拡大するなどユーザー利便性を向上させる

韓国特許庁は、特許料など手数料の納付方法に関して寄せられたユーザーからの意見を反映して「手数料納付用のバーコードスキャナーの設置」など改善事項について年内に順次施行すると発表した。

【特許庁の顧客センターに手数料納付用のバーコードスキャナーを設置】

特許庁の顧客センターで受け付ける手数料の納付方法の利便性を高めてバーコードスキャナーを活用した無人納付サービスを 11 月 6 日水曜日から始める。これまでは顧客センターにある納付用 PC を使って納付者番号を直接入力してから手数料を支払う手続きであり、煩雑だとの意見があった。今回配置されるバーコードスキャナーでは納付者番号を読み取るだけで手数料納付用 PC に自動で入力されるため、より簡単かつ正確に納付できると期待される。

【手数料の返還が可能な金融機関の拡大】

過納・誤納文の手数料の返還を請求できる金融機関が従来の 20 社※から 25 社へと年内（2024 年 12 月中）に 5 社が追加される。今回追加される金融機関は、カカオバンク、K バンク、トスバンク、新協、山林組合中央会である。

※企業、国民、水協、農協、地域農畜協、ウリ、SC 第一、韓国シティ、大邱（テグ）、釜山（プサン）、光州（クァンジュ）、済州（チェジュ）、全北（チョンブク）、慶南（キョンナム）、セマウル金庫、郵便局、KEB ハナ、新韓（シンハン）、産業、相互貯蓄銀行

【権利別における年間手数料の免除件数が確認できる機能をオープン】

小中高生徒・国家有功者など手数料免除対象者が年間免除を受けた件数を確認できる機能を特許庁電子出願ウェブサイト特許路 (www.patent.go.kr) にオープンして運営している。免除件数に関する情報は特許路の「照会/発行メニュー＞年間手数料免除の状況」サービスで提供している。

※免除対象者の年間免除件数：特許、意匠など権利別に年間 5 件限度

特許庁の産業財産情報局長は「今回の改善事項は積極的な行政活動の一環として行われ、今後もユーザーからのさまざまな意見を手数料政策に積極的に反映してユーザー満足度を高めるよう取り組んでいく」と述べた。

2-13 韓国特許庁と金融委員会、「第 6 回 IP 金融フォーラム(IPFF)」を開催

韓国特許庁 (2024. 11. 7.)

IP 金融 10 兆ウォン時代、知財で企業のスケールアップを目指す！

韓国特許庁と金融委員会は 11 月 7 日木曜日、フェアモント・アンバサダーソウル（ソウル市永登浦区所在）グランドボールルームにて「第 6 回知識財産金融フォーラム（IP financial forum: IPFF）」を開いた。

【第 6 回知識財産金融フォーラム：知財（IP）金融の優秀成果や政策方向について議論】

「IP 金融※10 兆ウォン時代、スタートアップからスケールアップまで」をテーマに行われたフォーラムには、キム・ワンギ特許庁長、キム・ソヨン金融委員会副委員長をはじめ、銀行、投資機関、保証機関、発明などの評価機関および企業関係者など計 140 名が参加した。

※知財（IP）金融：知財の価値を基にした担保融資、投資、保証融資など知財を活用して資金を調達する金融活動

今回のフォーラムは、IP 金融 10 兆ウォン時代を迎えてこれまでの成果を振り返り、IP 金融が韓国企業の成長やダイナミックな経済の発展にさらに寄与できる方向について議論するために開かれた。

<主要議題>

▲IP 金融 10 兆ウォン時代、その成果と今後の政策方向について紹介、▲優秀な技術を保有する企業の IP を活用した政策資金の融資事例、▲ベンチャー投資家がみる IP 投資の現状、▲IP 金融による企業のスケールアップ

【2024 年 IP 金融規模 10 兆ウォン突破、企業の資金調達の「呼び水」】

韓国政府はこれまで IP 金融により、優れた技術力を持っているにもかかわらず物的担保や信用格付けの問題で資金を調達することが難しかった中小・ベンチャー企業などが知財を活用して資金を円滑に確保できるよう支援してきた。

特許庁は IP 金融を利用するために必要な「IP 価値評価の支援事業※」、銀行側の担保 IP の回収リスクを軽減する「担保 IP 回収支援事業※※」を推進し、IP 投資ファンドを組成するための予算を投入した。また、金融委員会およびベンチャー投資家、金融機関、評価機関などと緊密な協力を図り、IP 金融のエコシステムを作ってきた。

※企業が知財（IP）の価値を金融・事業化に活用できるよう IP の経済的価値を評価する際に係る費用の一部を支援

※※支払い不能になった融資の担保 IP の処分を支援（買収・処分）して銀行側の回収リスクを軽減

その結果、今年 8 月韓国における IP 金融規模は 10 兆ウォン※（残高基準）を突破し、優れた技術力を持つ企業は資金を活用して資金リスクを乗り越えて成長を図ることができた。

※2024 年 8 月時点 10 兆 211 億ウォン

キム・ソヨン金融委員会副委員長は「知財は企業や国の競争力および付加価値の源となっている」と強調し、「今年販売するディープテック（技術金融）ファンドにより優れた技術を保有する多くの企業の成長を図る呼び水の役割を果たす」と述べた。

キム・ワンギ特許庁長は「企業の技術力と成長可能性が潜んでいる知財を介して 10 兆ウォンを超える資金が企業の成長を図る土台となってきた」とし、「今後もさらに多くの企業が IP 金融を必要なところに積極的に活用できるよう、金融機関や企業と緊密なコミュニケーションを図り、政策面においても手厚く支援していく」と述べた。

2-14 韓国特許庁特許審判院、韓国知識財産協会(KINPA)と懇談会を実施

韓国特許庁（2024. 11. 7.）

特許審判行政の主なユーザーである企業から審判制度の改善に向けた意見を聞く

韓国特許庁の特許審判院は 11 月 7 日木曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて韓国知識財産協会（以下、「KINPA」）※と懇談会を開き、企業側から知財分野の懸

案や特許審判に対する建議事項を集めると発表した。

※企業間で知財分野における相互協力策について議論し共同研究などを行うために、2008 年から LG 電子、サムスン電子など 67 社の参加の下で立ち上げ、現在は約 260 社が加盟している。

懇談会には、特許審判院長、化学分野の審判長、韓国知識財産協会（KINPA）加盟社などが参加して企業側から特許紛争への対応時の悩みや制度改善の方向性について意見交換を行う考えだ。

特許審判院からはバイオ分野における審判結果の争点、「冒認出願※」関連紛争への対応策について、KINPA 側からは医薬品分野における特許審判や審決取消訴訟に係る事例や意見を共有することで、両側にとって最新の技術や判例の動向などについて理解の幅を広げる機会になると思われる。

※発明者（考案者）でない者であって特許を受ける権利を承継した者でもない者（無権利者）による特許出願（実用新案登録出願）

特許審判院長は「今回の懇談会は、審判行政において主なユーザーである企業と共に知財権の保護や活用について相互の理解と協力を図る意義のある場だと思う」とし、「企業側の声を積極的に反映して特許紛争に有効に活用できる制度改善を進めていく」と述べた。

2-15 韓国特許庁、EUIPO・ECCK と共に「2024 知財権カンファレンス」を開催

韓国特許庁（2024. 11. 11.）

最新の知財政策、新技術を活用した模倣品対策などさまざまなテーマについて議論

韓国特許庁は欧州連合知的財産庁（EUIPO）、駐韓欧州商工会議所（ECCK）と共同で 11 月 11 日月曜日、フォーシーズンズホテルソウル（ソウル市鍾路区所在）にて「2024 知的財産権（IPR: Intellectual Property Rights）カンファレンス」を開いたと発表した。

今年で 12 回目を迎える「知財権カンファレンス」は、韓国と欧州が知財分野における最新動向を共有し、知財政策の方向性について考える代表的なイベントである。カンファレンスには、キム・ワンギ韓国特許庁長、Maria Castillo Fernandez 駐韓 EU 代表部大使、Philippe Van Hoof 会長など約 100 名が参加した。

カンファレンスでは「デジタル環境における知的財産権」をテーマに、人工知能（AI）やビッグデータなどデジタル技術の急速な発展による最近の知財政策の動向、模倣品対策

における韓国と欧州の政策動向、デジタル技術を活用した模倣品対策などが発表された。特許庁、EUIPO のほかにも国際刑事警察機構、EC サイト事業者、AI 活用の模倣品探知技術企業など、政府、国際機構、企業からのさまざまな講演者が各現場での経験や事例について紹介した。

キム・ワンギ特許庁長は「デジタル環境に有効に対応するためには、国家間で緊密な協力を図る必要があるという点で今回のイベントは大きな意義がある」とし、「今回のカンファレンスが知財分野において韓国と欧州がさらなる協力を図るコミュニケーションの場になることを期待する」と述べた。

2-16 韓国特許庁、「2024 海外市場の開拓に向けた知財保護戦略セミナー」を開催

韓国特許庁（2024. 11. 12.）

輸出企業を対象に知財・営業秘密の保護に向けた戦略を共有

韓国特許庁は INNOBIZ 協会（中小企業技術革新協会）、韓国知識財産保護院と共に 11 月 12 日火曜日、エルタワー（ソウル市瑞草区所在）にて「2024 海外市場の開拓に向けた知的財産（IP）保護戦略セミナー」を開くと発表した。

技術革新型中小企業を対象にセミナーで聞きたいテーマについて調べた結果、多くの企業（76%）が海外特許侵害への対応に関する内容を聞きたいと答えた※。要望に応えるために今回のセミナーは、企業の実務者や知財分野の担当者を対象に海外進出時の特許侵害への対応に使える法律ガイド、営業秘密・技術保護戦略、国別の知財保護戦略などについて共有する。また、海外で多くの韓国（K）ーブランドの模倣品が EC サイトなどで販売されていることからオンライン上の模倣品被害に対応するための方策を紹介する。

※INNOBIZ 協会の会員社 17 社を対象に調べた（2024 年 8 月 19 日～28 日）ところ、13 社が「海外特許侵害への対応」だと回答

講演では、輸出企業が知っておくべき海外における知財・技術保護戦略について、江原（カンウォン）大学パク・ユソン教授（米国弁護士）、法務法人ユルチョンのイム・ヒョンジュ弁護士が発表し、海外 EC サイト上の模倣品への対応策について、RK パートナーズコリアのソン・チョルミン代表が発表する。主要国における知財制度や保護戦略については、米国におけるディスカバリー制度関連事例および知財保護戦略、欧州の UPC（統一特許裁判所）の発足など欧州における新制度、インドにおける知財保護や最近の話題を解説する。

特許庁の産業財産保護協力局長は「韓国の輸出企業が海外進出に成功するためには事前に現地状況に応じた知財保護戦略を立てることが大事である」とし、「今後も特許庁は韓国企業が海外進出する上で知財を保護できるよう手厚く支援していく」と述べた。

2-17 韓国特許庁、「2024 大韓民国政府博覧会」に参加

韓国特許庁（2024. 11. 13.）

AI 基盤の特許審査・審判システム、知財権 QR コード、国民安全発明チャレンジなど特許庁による革新的な取り組みを紹介

韓国特許庁は11月13日水曜日から15日金曜日まで、光州（クァンジュ）金大中（キム・デジュン）コンベンションセンターにて開かれる「2024 大韓民国政府博覧会」においてAI 基盤の審査・審判システム、知財権 QR コード表示、国民安全発明チャレンジなどスマート政府の実現に向けた革新的な事例を紹介すると発表した。

【人工知能（AI）基盤の審査・審判システム、知財権の QR コードの表記など革新的な事例 4 つを紹介】

一つ目のテーマである「AI を活用した特許審査の効率性の向上」では、世界で初めて構築した特許専用大規模 AI 言語モデルを基盤に特許の検索、分類など特許審査において活用できる最適の AI 技術を検証するための実装研究の事例について共有する。

二つ目のテーマである「AI 基盤特許審判に係る方式審査の自動化」では、ユーザーが審判請求書を作成する際に起こり得る記載ミスなどを事前に防ぎ、受け付けた書類の不備を AI が再度チェックするシステムのデモンストレーションが行われる。

三つ目のテーマである「QR コードで便利になる、正しい知財権表示の文化普及」では、EC サイトなどで商品を購入する際に、販売投稿にある「知財権 QR コード」をスキャンして特許登録の状態など知財権の情報について確認できるサービスを紹介する。

四つ目のテーマである「発明と共につくる安全で温かい社会」では、2018 年から特許庁が関税庁、警察庁、消防庁、海洋警察庁など主要機関と共に行っている「国民安全発明チャレンジ」で好評を受けた安全技術分野に係る職務発明の成果を共有する。

【教育部・自治体による学童保育における発明教育のプログラムも紹介】

また、教育部など政府部処・自治体と共に運営する学童保育における模範例として特許庁による発明教育プログラムが紹介される予定だ。

特許庁の企画調整官は「AI による先進的な特許行政システムの構築、正しい知財権表記の推奨など国民を思う特許庁の取り組みを実感できる今回の博覧会に多くの関心をお願いする」と述べた。

展示やプログラムの詳細については「2024 大韓民国政府博覧会」の公式ウェブサイト (<https://govexpo.kr>) にて確認できる。

2-18 韓国特許庁、「知財専門人材育成に向けた重点大学」に3校を新しく指定

韓国特許庁 (2024. 11. 13.)

地域主力産業に特化した知財人材の育成および知財教育の普及を目指す

韓国特許庁は11月13日水曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて「知的財産専門人材育成に向けた重点大学（以下、IP 重点大学）」に新しく指定された3つの大学※と知的財産重点大学事業に係る協力に向けた業務協約を締結した。

※釜山（プサン）大学、全北（チョンブク）大学、済州（チェジュ）大学

今回の協約により、特許庁と3つの大学は地域の主力産業に特化した知的財産学位コースをつくり、地域所在の企業の成長をリードしていく知財専門人材を育成するために積極的に取り組むことで合意した。

特許庁は、各地域において知財教育拠点となる知財重点大学を2021年から指定しており、今年は釜山大学（釜山圏域）、全北大学（全北圏域）、済州大学（済州圏域）を新しく指定し、全国9つの圏域において知財教育拠点を確保している。

※（事業概要）国家戦略技術および地域主力産業に特化したIP専門人材の育成に向けて各地域で拠点となる大学をIP重点大学に指定し、IP学位コースの運営、教授向け教育、IP教育コンテンツの開発など支援

※※（指定状況）（2021年）慶尚（キョンサン）国立大学、全南（チョンナム）大学、忠北（チュンブク）大学→（2022年）忠南（チュンチョン）大学、→（2023年）慶北（キョンブク）大学、江原（カンウォン）大学→（2024年）釜山（プサン）大学、全北（チョンブク）大学、済州（チェジュ）大学

釜山大学は超精密機械・ヘルスケア分野、全北大学はバイオ農生命・人工知能/半導体、

エネルギー分野、済州大学はスマート観光サービス・清浄バイオ分野など地域主力産業と連携した知財融合専攻を開設し、地域の知財人材育成に取り組む。

また、地域特化型知財コンテンツの開発とさまざまな非教科型知財能力強化プログラムの運営、各地域所在の大学・企業・公共研究機関・企業・高等学校などと連携して知財の創出・保護・活用に向けた教育を普及していく考えだ。

特許庁長は「今後も特許庁と大学間の持続的な協力により知財重点大学が地域において知財教育拠点として活発に役割を果たすことを期待する」とし、「今後も特許庁はバランスの取れた地域発展と未来産業を率いる知財融合人材の育成に向けて手厚く支援していく」と述べた。

2-19 韓国特許庁、二次電池リサイクル設備企業と懇談会を実施

韓国特許庁（2024. 11. 14.）

先端産業の営業秘密を守るために特許庁が手厚くサポートする！

韓国特許庁は 11 月 14 日木曜日、国家先端戦略産業分野の企業から声を聞くために二次電池リサイクル設備専門企業である（株）DY-ENG（忠清南道天安市所在）を訪問し、営業秘密に関する懇談会を開いたと発表した。

懇談会は、優秀な技術を保有する韓国企業が営業秘密を保護する中で直面する困難や意見について聞き、その意見を政策に反映するための行政活動の一環として設けられた。

エネルギー専門市場調査機関 SNE リサーチによると、EV 普及の拡大により世界の蓄電池リサイクル市場規模は 2023 年約 15 兆ウォン（108 億ドル）から 2030 年約 74 兆ウォン（536 億ドル）に急成長すると見込まれる。激しい技術覇権争いの中で優位を確保しビジネスを安定化させるためには、関連技術や営業秘密の保護が非常に重要である※。

※営業秘密流出の被害を受けた企業の平均被害額は 16.6 億ウォン（2023 年知財保護実態調査）

同社は、蓄電池リサイクルの関連技術を基に成長と輸出の拡大に力を入れている企業であり、特許庁の「営業秘密管理体系のコンサルティング事業」を通じて診断を受けた結果、二次電池リサイクル設備の設計図面、取引企業の情報など営業秘密が流出されるリスクにさらされていることがわかった。そのため、技術と営業秘密の流出を防ぎ、制度的・人的・物的において機密を保護する方策を策定するために、今年、特許庁から営業秘密管理

体系に関する基礎相談と深化相談の両方の支援を受けた。

特許庁長は「営業秘密は一回流出されただけでも企業にとっては取り返しのつかない被害が発生しかねない」とし、「今後も企業から意見を引き続き集め、韓国企業の営業秘密が流出される事態が起こらないよう支援を強化していく」と述べた。

2-20 韓国特許庁、「知財専門人材育成に向けた重点大学」に3校を新しく指定

韓国特許庁（2024. 11. 15.）

ディスプレイ分野で突出した技術力を確保する！

韓国特許庁は11月15日金曜日、サムスンディスプレイリサーチ（京畿道龍仁市所在）にてサムスンディスプレイの関係者と懇談会を開いた。

世界でディスプレイ技術をめぐる覇権争いが激しく、中国企業の急成長ぶりが目立つ中、今回の懇談会はディスプレイ分野で出願件数が最も多い韓国企業から悩みや意見を聞き、支援策を探ることで韓国企業の競争力を確保する趣旨である。

懇談会で特許庁とサムスンディスプレイは、次世代ディスプレイ分野の産業や知財の動向について共有し、韓国企業が技術的優位を占めるための知財戦略について議論した。

特許庁の半導体審査推進団長は「ディスプレイは先端戦略産業としてその重要性が日々高まっており、知財を活用した突出した技術力の確保が最も重要である」とし、「ディスプレイ分野で韓国企業が競争力のある特許を確保できるよう、今後も産業界と引き続き意見交換を行う考えだ」と述べた。

2-21 韓国特許庁、「2024 キャンパス特許ユニバーシアード(CPU)」の授賞式を開催

韓国特許庁（2024. 11. 19.）

「次世代人工知能・半導体における特許戦略」を示した崇実(スンシル)大学「大切な 77」チームが大統領賞を受賞

韓国特許庁は11月18日月曜日、エルタワー（ソウル市瑞草区所在）にて「2024 キャンパス特許ユニバーシアード（Campus Patent Universiade、以下「CPU」）の授賞式を開いたと発表した。最高賞である大統領賞は崇実(スンシル)大学の「大切な 77」チームが、国務総理賞は韓国技術教育大学「mozada24」チームが受賞した。

今年で 17 回目（2008 年～）を迎えた CPU は、企業・研究所が技術や特許に関する課題を出すと、大学（院）生が特許情報を分析・活用して当該技術について事業化や特許取得の戦略などを立てる韓国最大規模の知財産学協働型大会である。

今回の CPU には韓国国内所在の大学 71 校から計 1,319 チームが参加し、国民参加型審査をはじめ 5 段階の厳重な審査を経て 33 校、112 チームが受賞対象者に選ばれた。

【「次世代人工知能・半導体における特許戦略」、崇実(スンシル)大学の「大切な 77」チームが大統領賞を受賞】

最高賞である大統領賞は「次世代人工知能・半導体」に係る技術・企業・国別の特許動向について調査・分析し、今後の特許出願戦略などを示した崇実(スンシル)大学の「大切な 77」チーム（パク・ソユン、キム・フィジュン、ハン・ヨンウン）が受賞した。

同チームは「人工知能や半導体に係る膨大に特許ビッグデータの分析により、半導体素子の発熱をコントロールする技術に関する特許戦略を立てることができた」とし、「検索式の作成や設計回避など特許に関するさまざまな概念について深く理解し、このような経験を基に社会的価値を生み出す人に成長していく」と感想を述べた。

国務総理賞は、ポリメラーゼ連鎖反応（PCR）技術に係る特許の分析により空白分野を把握し、新しいビジネスアイデアを示した韓国技術教育大学「mozada24」チーム（キム・テユン、クァク・ウンチョル、キム・テユン）が受賞した。団体賞である最多応募大学賞と最多受賞大学賞は、1 校内で 74 チームが基礎審査を通過し、最終的に 17 チームが受賞した漢陽（ハニャン）大学エリカが選ばれた。

受賞者には最高額 1,500 万ウォン、総額 3 億ウォンの賞金と賞状が授与され、「次世代知的財産リーダー（YILP）※」プログラムに参加して知財分野の体系的な教育を受けるチャンスが提供される。

※最高経営責任者（CEO）による講演、リーダーシップ・知財の講座、地域ネットワーク、産業現場への訪問、就職メンタリングなど提供

授賞式では、優秀な成績を収めた学生・指導教授への授賞のほかにも、大統領賞を受賞した崇実大学のチームからの発表、NAEK（韓国工学翰林院）によるフォーラムが行われた。

【17 年間受賞者 4,356 名が誕生…工学系出身の中で非常に高い就職率を維持】

CPU では 2024 年末時点、累積 4,356 名の受賞者が誕生した。受賞者の就職率をみると工学系卒業生の中で非常に高い水準を維持※しており、社会人になってからも知財分野で専門性を備えた人材として活躍している。

※2023 年工学系卒業生の就職率 72.4%（教育部資料）、同大会の授賞者の就職率 82.5%

特許庁長は「CPU は、多くの学生を、知財競争力を備え未来の研究開発をリードする人材に成長させ、企業にとっては創造力あふれるアイデアと人材を生み出す、産学研官による優秀な協力プログラムとして定着している」とし、「今後も特許庁は企業が求める創意的な知財人材を育成するために取り組んでいく」と述べた。

2-22 韓国特許庁特許審判院、大韓弁理士会と懇談会を実施

韓国特許庁（2024.11.19.）

特許審判においても「ユーザー中心」の行政サービスを提供する

韓国特許庁の特許審判院は 11 月 19 日火曜日、大韓弁理士会の会館（ソウル市瑞草区所在）にて大韓弁理士会と懇談会を開くと発表した。

懇談会には、特許審判院長、弁理士会会長、審査審判訴訟委員会の分科委員長などが参加する。特許審判手続きにおける代理人や当事者からの相談を聞き、制度改善や政策の方向性について話し合う。

両機関は、最近の審判請求や処理の動向、無効審判における引用率変化の推移など審判の現況に関する情報を共有し、登録特許の権利保護の強化策について議論し、今後の意見交換や協力策について意見を交わす考えだ。

特許審判院長は、「今回の懇談会は、知財分野で最も専門性の高い組織である弁理士会と審判行政サービスについて相互の理解を深め、協力策を探る意義のある場である」とし、「今後も弁理士会とより積極的な意見交換を重ねることで知財権の保護を強化する、ユーザー中心の審判制度の改善に取り組んでいく」と述べた。

2-23 韓国特許庁、「特許・デザイン分類のマッチング情報の活用に向けた説明会」を開催

韓国特許庁（2024.11.21.）

特許分類とデザイン分類のマッチング情報システムにより、先行デザインを正確かつ便

利に検索できる

韓国特許庁は11月21日木曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて特許出願および審査時の先行デザイン検索の利便性向上に向け構築した「特許・デザイン分類のマッチング情報」を活用・拡散するための説明会を開く。

説明会は、最近特許技術とデザインが融合される傾向から特許出願および審査の際に先行デザインの検索の必要性が高まっている中、特許・デザイン分類のマッチング情報の構築成果とマッチング情報を活用した審査事例について共有し、関連業界から意見を聞くために開かれた。特許庁の特許審査企画局長と政策担当者をはじめ、産業界※、先行技術調査機関、弁理士など知財専門家が集まって意見を交わす考えだ。

※ヒョンデ自動車知的財産室、LG電子IP開発室、LG生活健康知的財産チームなど

特許・デザイン分類のマッチング情報は、特許分類とデザイン分類の間の関連性を基に特許分類に最も適合したデザイン分類をマッチングすることで、特許技術の出願や審査時に先行デザインの検索をより正確かつ便利にできる仕組みとなっている。

特許庁の特許審査企画局長は「今回の説明会で集めた意見を基に特許・デザイン分類のマッチング情報の構築事業に活用して特許審査への信頼度や検索の利便性をさらに向上させ、特許権における法的安定性を確保するために引き続き取り組む」と述べた。

2-24 韓国特許庁特許審判院、大韓商事仲裁院と懇談会を実施

韓国特許庁（2024.11.21.）

調停による解決について専門機関と意見交換

韓国特許庁の特許審判院は、大韓商事仲裁院（以下、「商事仲裁院」）※と11月21日木曜日、大韓商事仲裁院本院（ソウル市江南区所在）にて審判－調停連携制度（以下「調停連携制度」）※※の活性化をテーマに懇談会を開くと発表した。

※韓国国内外の商取引において発生した紛争を仲裁、調停、斡旋により解決ために仲裁法に基づき設立（1966年3月）された常設法定仲裁機関

※※特許審判段階において当事者間の合意により審判を終結させる制度であり、2021年11月から施行

懇談会には、特許審判院長、大韓商事仲裁院長および両機関の関係者が参加して迅速かつ経済的な紛争解決の方策である調停連携制度の活用状況、特許審判における調停手続き

への連携拡大など相互の協力策について意見を交わす考えだ。

また、特許審判院は商事仲裁院による調停の事例や経験について聞き、審判官向け仲裁・調停に関する教育の支援策などについて議論する。

特許審判院長は「今回の懇談会が特許審判や仲裁・調停分野において相互の連携を広げる良い機会になると期待する」とし、「今後も特許審判院は、特許紛争の早期解決に向け特許審判段階において調停連携制度が積極的に活用されるよう努力する」と述べた。

2-25 産業技術保護強化に向けて韓国知識財産保護院と韓国産業技術保護協会が MOU を締結

韓国特許庁（2024. 11. 21.）

韓国企業の営業秘密・技術を徹底保護する

韓国特許庁は 11 月 20 日水曜日、サムジョンホテル（ソウル市江南区所在）にて韓国企業の営業秘密を含む知的財産や国家コア技術など産業技術保護の強化に向け、韓国知識財産保護院と韓国産業技術保護協会の間で業務締約を締結したと発表した。企業など知財保護能力を高めるための営業秘密・国家コア技術の流出の予防に係る教育も共に行った。

国家情報院によると、この 5 年間（2020 年～2024 年 8 月）海外へ技術流出を試みた件数が 97 件に達しており、流出された場合の被害額規模は 23 兆ウォンと推算されるなど韓国の専担技術の流出による被害が深刻な状況である。流出手法においても韓国国内に企業を立ち上げるか韓国企業を買収合併するなど高度化・知能化しているため、韓国企業の技術を守る強い能力を備えることに迫られている。

韓国産業技術保護協会と韓国知識財産保護院は、韓国企業の技術保護への認識や能力の向上に向け、共同教育・セミナーの実施、情報共有と人的交流の拡大、知財および産業技術の保護に向けた事業および研究の共同遂行などを柱とする業務協約を締結し、協力を強めることで合意した。

共同教育では、企業や大学・公共研究機関などを対象に、営業秘密流出の予防に向けた対策と流出時の対応策、国家コア技術の保護策と判例、産学研の営業秘密保護に向けた特許庁と韓国知識財産保護院による支援事業について紹介した。

特許庁長は「韓国企業による営業秘密や技術の保護能力を向上に向け、両機関が協力を強

化し共同で教育を行うことを大変嬉しく思う」とし、「今後も特許庁と関連専門機関は韓国のコア技術をしっかり守るために積極的に取り組んでいく」と述べた。

2-26 韓国特許庁、「忠清南道の知財ネットワークングセミナー」を開催

韓国特許庁（2024. 11. 22.）

忠南地域所在企業の競争力強化に向け知財における創出・活用・保護の戦略を共有

韓国特許庁と忠清南道（チュンチョンナムド、略称「忠南（チュンナム）」）は、韓国知識財産保護院、忠南（チュウナム）知識財産センターと共に 11 月 22 日金曜日、ラマダアンコールバイウィンドム天安（忠南天安（チョナン）市所在）にて「忠清南道の知財ネットワークングセミナー」を開くと発表した。

同セミナーは、素材・部品・装置および先端戦略産業の特化団地が位置する忠清南道所在の企業や産学研の関係者が参加した中で、知財を中心に地域企業の競争力を強化するために設けられた。同地域で優れた知財中心の経営を営んでいる（株）ソブク、（株）コネクテッドインサイトそれぞれ特許庁長と忠南道知事から表彰状を授与し、両社から優秀な知財経営の事例や経験について聞く。

また、海外における知財紛争の動向および現況（カン・ミノ弁理士）、知財保護・活用の支援事例（キム・ピルホ弁理士）、海外における商標権紛争・保護の支援事例（韓国知識財産保護院）について共有し、韓国知識財産保護院※と忠南知識財産センター※※による特許庁主導の支援策を紹介する。

※海外特許および K-ブランドをめぐる紛争への対応、模倣品流出の根絶、営業秘密の保護、IP 紛争調停など支援

※※忠南道における IP 相談および教育、国内外における出願支援、特許・デザイン権の戦略など知財総合サービスの支援

特許庁の産業財産保護協力局長は「激しい市場競争の中で企業が生き残るために、知財を中心とする経営戦略はもはや選択ではなく必須である」と強調し、「今後も特許庁は企業と国の競争力向上に向け知財関連政策を強化していく」と述べた。

2-27 韓国特許庁、「第 14 期 IP マイスタープログラムの修了および授賞式」を開催

韓国特許庁（2024. 11. 25.）

生徒が提案した 15 件のアイデアをさまざまな産業現場で実際に採用する

韓国特許庁は教育部、中小ベンチャー企業部と共に 11 月 26 日火曜日、サンシャインホテル（大田市東区所在）にて「第 14 期知的財産（IP）マイスタープログラムの修了および授賞式」を開く。

※（知的財産（IP）マイスタープログラム）職業高生徒による知財権（特許など）の出願や技術移転などを支援して創造的な問題解決の能力を備えた人材への成長を支える事業（2011 年～）

今回のイベントは「第 14 期 IP マイスタープログラム」の成果を振り返り、優秀な結果を出した生徒を褒め称えるために設けられた。

【教育部長官賞、釜山（プサン）機械工業高パク・シニョンチーム、水原（スウォン）ハイテク高パク・ゴヌンチームが受賞】

今年で 14 回目を迎える「IP マイスタープログラム」は、職業高校（特性化高校・マイスター高校）の生徒が産業現場の課題を創造的なアイデアで解決できるよう支援する産学協力型教育プログラムであり、特許庁・教育部・中小ベンチャー企業部が共に運営している。

今年は企業 34 社が出した課題に対し職業高生徒 1,269 チームがアイデアを提出した。そのうち 60 チームが選ばれ、6 か月にわたり知財基本教育、専門家相談、試作品の製作など教育コースを修了し、アイデアコンテストで受賞チームを選定した。

最高賞である教育部長官賞は、「片手ワイヤーストリッパー」を提案したパク・シニョン、パク・ジフン、イム・ヒョンジンチーム（釜山機械工業高）、「移送と効率を最大限高めたスラッジ処理装置」を提案したパク・ゴヌン、パク・ソウォン、チェ・ヒョヌクチーム（水原ハイテク高）が受賞する。

中小ベンチャー部長官賞は、ムン・ソヨン、パク・シウ、ハン・チェミンチーム（光州（クァンジュ）自動化設備マイスター高）、ジョン・ドフン、イム・ヒョンジュンチーム（釜山機械工業高）、キム・デスン、イ・ジュギョン、チェ・ジンギュチーム（水原ハイテク高）が受賞する。

特許庁長賞は、キム・グヌ、カン・スンリ、キム・ガンヒョンチーム（慶北（キョンブク）機械工業高）、キム・ミンジェ、チェ・スンジョン、チョ・ウンソチーム（水原ハイテク高）、オム・テジュン、マ・ル、キム・ジフンチーム（巨済（コジェ）工業高）が受賞する。

【アイデア 15 件、産業現場で活用する計画…技術移転料を学費補助金で提供】

今回のプログラムに参加した 60 チームのアイデアは全て特許出願され、そのうち 15 件は産業現場で実際に活用する計画だ。アイデアを提供した生徒には企業側から技術移転料が学費補助金の形で提供される。

教育部長官賞を受賞したパク・シニョン、パク・ジフン、イム・ヒョンジン生徒は「今回のプログラムに参加してアイデアが知財として産業現場でどのように採用されるのかについて具体的に学ぶことができた」とし、「自分のアイデアで世の中を変えることができるというモチベーションが上がった」と感想を述べた。

特許庁長は、「特許庁は、『IP マイスタープログラム』を通じて問題解決力や知財を生み出す能力を備えた技術人材を育成してきた」とし、「今後も職業高の多くの生徒が産業化で必要とされる創造的な人材として成長していけるよう手厚く支援していく」と述べた。

2-28 韓国特許庁、カーボンニュートラル技術関連特許権を取得したスタートアップを訪問

韓国特許庁（2024. 11. 25.）

廃棄物のリサイクル専門企業の（株）RPU を訪問

韓国特許庁は 11 月 25 日月曜日、企業との意見交換による積極的な行政活動の実現に向けカーボンニュートラル分野の特許権を保有しているスタートアップの（株）RPU（大田市儒城区所在）を訪問した。

今回の企業訪問は、特許庁による知財取引・事業化への支援事業の成果を振り返る一方、スタートアップの悩みや相談などを聞き、政策に積極的に反映するためである。

同社は昨年、知的財産取引専門官からサポートを受け韓国化学研究院の「高分子物の化学的分解に関する研究」に関連する炭素低減の特許技術の移転を受けて立ち上げたスタートアップである。今年は、「カーボンニュートラル分野のアイデア取引・事業化の支援事業※」を通じて当該の特許技術の高度化を図り、韓国で初めて使い捨ての横断幕を再生繊維に作り再び横断幕として活用する工程の開発に成功した。

※2024 年新規事業で、（株）RPU は民間需要基盤型で COEX における展示廃棄物の削減に係る課題を遂行

また、技術の優秀性が認められ COEX と業務協約を締結し、韓国化学繊維大手と再生繊維の生産・供給事業について協議中である。今後も同社は、大規模展示場で発生する使い捨ての横断幕を回収して再生繊維に生産・供給する事業化モデルを構築し、世界的な企業と手を組んで廃プラスチックの化学的リサイクルに関する特許技術を基に自動車、衣類、家電などさまざまな分野へ事業拡大する考えだ。

特許庁長は、「研究開発などにより生まれたと特許技術は市場で取引され、事業化されてこそその価値が実現できると思う」とし、「今後も韓国企業が優秀な知的財産を活用して成長を図り、世界的な企業へと跳躍できるよう支援を強化していく」と述べた。

2-29 韓国特許庁、韓国通信業界の IP 担当者と懇談会を実施

韓国特許庁（2024. 11. 25.）

通信分野における標準必須特許の競争力強化を支える

韓国特許庁は 11 月 26 日火曜日、特許庁ソウル事務所（ソウル市江南区所在）にて通信業界と知財懇談会を開くと発表した。

今回の懇談会は、韓国の戦略技術である通信技術の競争力確保を支えるために、特許審査支援策の方向について紹介し、産業現場から知財をめぐる相談や意見を集めて品質の高い特許審査サービスを提供するためである。

懇談会で特許庁は、通信標準特許の最新の出願動向や審査現況、職務発明に関する最新の法改正や紛争事例など最近、通信業界で話題となっているテーマについて紹介し、業界関係者と意見を交わす考えだ。

特許庁の電気通信審査局長は「今回の懇談会により、韓国の通信標準特許の現状を把握し、通信業界から率直な意見を聞くことで通信分野において審査の品質をさらに高めることができる」と期待するとし、「今後も国家コア戦略技術である 6G 技術の特許競争力の向上を支えるために通信業界とコミュニケーションを強めていく」と述べた。

2-30 韓国特許庁、韓国国内への化粧品分野特許出願件数トップの(株)COSMAX を訪問

韓国特許庁（2024. 11. 26.）

K-ビューティ、知的財産で競争力を高める！

韓国特許庁は 11 月 26 日火曜日、ビューティ産業の知財競争力強化に向け化粧品分野における韓国国内特許出願件数 1 位である（株）COSMAX（京畿道城南市所在）を訪問し、セミナーを開き産業現場の声を聞いた。

今回の企業訪問は、韓国の化粧品輸出額が世界 4 位（2023 年時点）の成果を上げていることから、ポイントメイク商品やドクターズコスメへの関心が大きく高まるなど目まぐるしく変わるビューティ産業のトレンドを共有し、K（韓国）ービューティ産業への支援策について議論するためである。

セミナーでは、化粧品素材分野の特許の動向や各素材への適用技術に関する情報を共有し、同産業における知財競争力強化に向けた審査支援策について深く議論した。

特許庁は、今回の企業訪問でまとめた内容を基に世界のビューティ産業のトレンドに合わせた審査政策を策定し、化粧品分野の審査基準の改善に反映する考えだ。

特許庁の化学生命審査局長代行は「韓国は世界 4 位の化粧品輸出国として韓国の化粧品メーカーは優れた技術力を基に世界に市場をリードしている」とし、「今後も産業現場と持続的なコミュニケーションを図り、国内企業が世界に市場でさらに活躍できるよう手厚く支援していく」と述べた。

2-31 「2024 大韓民国知識財産祭典」が開催…(株)LetinAR の「AR スマートグラス」が大統領賞を受賞

韓国特許庁（2024. 11. 27.）

ソウル国際発明展に 32 か国が参加、AI・ロボット技術の企画展示室を設置

韓国特許庁が主催し韓国発明振興会が主管する「2024 大韓民国知識財産祭典」が 11 月 27 日水曜日から 30 日土曜日まで COEX・C ホール（ソウル市江南区所在）にて開かれる。今年の発明特許大展における大統領賞は「発光効率を改善した拡張現実用の光学装置」（AR スマートグラス）を発明した（株）LetinAR が受賞した。

大韓民国知財祭典は、「大韓民国発明特許大展」、「商標・デザイン権展」、「ソウル国際発明展示会」を一堂で観覧できる韓国最大規模の知財統合展示会である。本イベントは、優秀な特許・商標・デザインを展示・賞を授与することで知財を基盤とする優秀な製品の流通を促し、発明・知財権への認識を高めるために設けられた。

今年の発明特許大展（第 43 回）、商標・デザイン権展（第 19 回）では選ばれた優秀な技術および特許製品 89 点、商標・デザイン 22 点を展示する。授賞式は 11 月 27 日水曜日に開幕式と共に行われる。

ソウル国際発明展示会（第 20 回）では 32 か国の 519 点の発明品を観覧できる。展示期間の間、現場審査を経て受賞策が選ばれ、授賞式は 11 月 29 日金曜日に開かれる。

【特許発明大展の大統領賞は（株）LetinAR、国務総理賞はペク・サンウォン氏・（株）MP WAVE が共同受賞】

今年の発明特許大展において大統領賞は（株）LetinAR が受賞した。同社が開発した「発光効率を改善した拡張現実用の光学装置」は AR グラスの高効率・視野角・明暗の調整・均一性などを改善したスマートグラスの技術である。

国務総理賞は、ワールドウォーターのペク・サンウォン代表と（株）MP WAVE が共同受賞した。ペク代表は二次汚染や性能低下のない環境配慮型緑藻除去策を開発した。（株）MP WAVE はノイズを除去して歪曲のない音声信号技術を開発して評価された。

商標・デザイン権では、（株）3H（スリーエイチ）が商標「3H」で独創性や象徴性の面で高い評価を受け産業通商資源部長官賞を受賞した。

【人工知能（AI）・ロボット企画展示館、知財政策公報館も運営】

企画展示館「人間と AI・ロボット、共に過ごす日常」では、AI 五目並べ・囲碁ロボット、ドローイングロボットなどロボット技術と AI 基盤のプロフィール写真や PR 映像の制作など体験型技術が展示される。

「知的財産取引」、「知的財産金融」、「知的財産創出支援事業」など知財政策公報館と共に法務部（ビジネス移民育成プログラム）・科学技術情報通信部（研究産業分野における優秀な特許保有企業）の広報館も設置され、ビジネスや特許に関するさまざまな政策が紹介される。

特許庁長は「知財は雇用の創出、資本流入の促進など生産性を高めて経済成長を率いるカギとなる」と強調し、「特許庁は知財の創出・保護・活用が円滑に行われるよう、知財好循環のエコシステムをつくり、韓国のダイナミックな経済成長を図るよう最善を尽くす」と述べた。

2-32 韓国知識財産保護院と韓国インターネット振興院が「韓国企業の知財権保護に向けた業務協約」を締結

韓国特許庁（2024. 11. 27.）

ドメイン名の先占行為による韓国企業の被害を防ぐ！

韓国特許庁と科学技術情報通信部は 11 月 26 日火曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて韓国知識財産保護院と韓国インターネット振興院による「K-ブランド企業の知的財産権保護に向けた業務協約」を締結したと発表した。

今回の業務協約は、特許庁と科学技術情報通信部が連携して中小企業の知財権を保護し円滑な海外進出を支えるために、ドメイン名紛争への対応システムを構築するという積極的な行政活動の一環として行われた。

協約の主な内容は、インターネットアドレスをめぐる紛争への韓国企業向け支援体系の構築、インターネットアドレス紛争の予防・対応に向けた教育・セミナーの開催、インターネットアドレス紛争に関する情報共有など奪取されたインターネットドメイン名に係る紛争の迅速な解決に向けた連携などである。

今回の業務協約により、保護院はドメイン名紛争に関するコンサルティングと共に韓国企業の商標の無断使用についてモニタリングを続ける計画であり、振興院は中小企業を対象にドメイン紛争に係る調停制度について紹介し、紛争調停委員会による迅速な紛争解決を進める考えだ。また、韓国企業が商標権を取得すると同時に同一のドメイン名を登録できるよう関連する啓発活動を進める計画だ。

科学技術情報通信部次官は「ドメイン名の先占行為による韓国企業の被害を最小限に抑えることで、韓国企業の円滑な海外進出が寄与する効果を期待する」とし、「今後もドメイン名のみならずさまざまな分野で中小企業の海外進出を手厚く支援していく」と述べた。

2-33 韓国特許庁と貿易保険公社が IP 保有輸出企業への支援に向けた業務協約を締結

韓国特許庁（2024. 11. 27.）

知財と貿易金融が手を組み輸出の活性化を図る！

韓国特許庁はと韓国貿易保険公社は 11 月 27 日水曜日、韓国貿易保険公社（ソウル市鍾

路区所在) にて知的財産 (IP) を保有する輸出企業への支援に向けた業務協約を締結したと発表した。また、特許庁、産業通商資源部、韓国貿易保険公社は知財を保有する輸出企業と懇談会を開いた。

今回の協約は、技術革新時代に高付加価値を持つ知財を基にした企業の生産や輸出を拡大し、知財基盤事業を未来の新しい輸出資源として成長させるために行われた。

【強い知財権を保有する企業を対象に輸出の全サイクルにわたって IP・貿易金融の総合パッケージを支援】

特許庁と韓国貿易保険公社は、強い知財を保有する輸出企業を選定して知財を活用して担保融資、投資、保証など資金を調達できる IP 金融および海外進出時に必要な特許出願・経営戦略の策定などを支援し、貿易保険・保証の手数料および限度優遇や輸出に必要な法律・金融相談および信用調査など貿易金融支援を提供することで合意した。これにより、今後 5 年間、約 1,000 社の IP 保有企業が 2 兆ウォン規模の貿易金融支援対象に含まれると思われる。

今回の協約により、優れた技術力を持つ輸出企業は、輸出の準備段階から契約の締結および輸出履行段階までの全サイクルにわたり、知財および貿易金融総合支援の提供を受けることができる。

懇談会では、海外における知財保護および紛争の予防、貿易保険の利用に関する改善点など輸出企業とさまざまな意見や政策の方向性について意見を交わした。

産業通商資源部の貿易投資室長は「特許は輸出競争力を高めるカギであり、技術的優位を法律上で保護し世界市場でライバル会社をけん制できる重要な手段であるため、有効な資金調達の手段である輸出金融を供給して輸出の活性化を図るために取り組んでいく」と述べた。

韓国貿易保険公社長は「知財は企業にとって未来の競争力を左右するコア資産である」とし、「特許庁との連携により、優れた知財権を保有する企業が海外市場に円滑に進出できるよう輸出段階別の支援を強化していく」と述べた。

特許庁長は「知財を保有する企業は保有していない企業に比べて輸出規模が 39.6%高くなっているなど企業の海外進出や輸出において知財の影響力は非常に重要となっている」とし、「韓国企業が知財を基に輸出の活性化を図るよう、産業通商資源部、韓国貿易保険

公社と共に引き続き協力し手厚く支援していく」と述べた。

2-34 韓国特許庁の「技術流出犯罪への量刑基準引き上げ」が「2024 年積極行政の優秀事例コンテスト」で優秀賞を受賞

韓国特許庁（2024. 11. 27.）

技術流出犯罪に対し最大実刑 12 年の判決が可能…全部処参加のコンテストで 4 年連続受賞の成果へ

韓国特許庁は「技術流出犯罪への量刑基準引き上げ」の事例が「2024 年積極行政の優秀事例コンテスト」において行政安全部長官賞（優秀賞）を受賞したと発表した。

【全部処が参加する積極行政コンテスト、4 年連続受賞の成果へ】

人事革新処・行政安全部・国務調整室主管で開かれた今年のコンテストには、中央部処や自治体、公共機関などが参加した。一般国民や専門家からなる審査委員による厳格な審査を経て中央部処では計 18 件が受賞対象に選ばれた。

特許庁は 2021 年から今年まで全ての中央行政機関が参加する積極行政の優秀事例コンテストで 4 年連続受賞する成果を上げている。

【技術流出犯罪への量刑基準引き上げにより韓国企業の被害を予防】

今年、行政安全部長官賞（優秀賞）を受賞した特許庁の「技術流出犯罪への量刑基準引き上げ」は、検察庁と緊密な連携を図り、技術流出犯罪への量刑基準に関するセミナーを開き、さらに最高裁の量刑委員会との検討を重ねて量刑基準を強化した事例である。

量刑基準改正により、開発費 100 億ウォン以上が投入された鉄鋼製造技術が海外に流出された事例において初犯の場合、懲役 1 年（執行猶予 2 年）にとどまっていたが、これからは最大 12 年実刑の判決が可能となったため、技術流出被害の予防や根絶に向けた強力な対策が設けられたと評価できる。

特許庁の企画調整官は「今年受賞した事例は、技術流出犯罪の深刻性に比べて処罰が軽いとの指摘を改善した優れた行政事例である」とし、「今後も特許庁は、国家コア技術の迅速な権利化や有効な保護に向けてよりさまざまな行政活動を積極的に行っていく」と述べた。

知財・アイデア取引の活性化に寄与した有功者・仲介専門家を表彰

韓国特許庁は 11 月 28 日木曜日、COEX・C ホール（ソウル市江南区所在）にて知的財産に係る優秀な取引の成果やノウハウを共有して知財取引の活性化を図る「2024 年知的財産取引カンファレンス」を開くと発表した。

カンファレンスでは、韓国企業のダイナミックな成長の土台となっている優秀な知財における取引の成果の共有、知財取引の有功褒賞および今年の知財仲介専門家の表彰などを行う。

【国内外における知財取引仲介の優秀事例および事業化の成功ノウハウなどを共有】

優秀な成果を共有する場では、知財仲介専門家と企業の関係者が国内外における知財取引仲介の優秀事例や、企業が知財取引により必要な技術を導入した新製品の開発、新事業の拡大など事業化に成功したノウハウについて発表する。また、企業向けオープンイノベーション戦略や企業のアイデア保護戦略に関する専門家による特別講演が行われる。

【知財・アイデア取引の活性化に寄与した有功者および仲介専門家に褒賞】

知財取引有功褒賞には、知財取引活性化に寄与した有功者を対象に知財・アイデア取引有功褒賞（4 点）、今年の知財仲介専門家（2 点）、優秀な国有特許発明者の褒賞（3 点）が授与される。

※知財・アイデア取引有功褒賞（産業通商資源部長官表彰 1 点、特許庁長表彰 3 点、今年の知財仲介専門家（特許庁長表彰 2 点）、優秀な国有特許発明者（特許庁長賞表彰 2 点）

産業通商資源部長官表彰を受賞する韓国化学技術院（KAIST）のソ・ムンジョン教授は、韓国科学技術院による特許創出戦略の策定から技術移転・事業化の促進に向けた対内外の協力を積極的に進めた結果、映像圧縮技術の特許が国際標準特許に登録され技術料が累積 100 億ウォンを突破するなどの成果を上げ、優秀な公共特許の供給に寄与した。特許庁長表彰には株式会社パーキングゴーのオ・デソン代表理事、韓国産業団地公団、（株）KIMSAD が選ばれ、知財およびアイデア取引の活用事例について共有した。

とりわけ、「今年の知財仲介専門家」表彰を新しく設け、特許技術の需要者と供給者を円

滑につなぐ橋渡しの役割を担う知財仲介専門家の重要性を高めた。今年の知財仲介専門家には、(株)ビトゥイーンパートナーズのキム・ジュヨン弁理士や韓国発明振興会のキム・テス知識財産取引専門官※が選ばれ、表彰を受賞した。キム弁理士は特許庁 1 期民間取引機関における活動により官民連携の知財取引モデルの構築に寄与し、活発な知財仲介活動により 3 年間 228 億ウォン規模の技術移転の成果を上げた。

※韓国発明振興会の知的財産取引所所属の知財取引仲介専門家

優秀な国有特許発明者には、国立畜産科学院のキム・ヨンシン研究士、国立水産科学院のホ・サンウ研究士、国立山林科学院のクォン・ジェギョン研究士が選ばれた。

【知財取引の相談会・広報館の運営…需要企業を対象にコンサルティングを提供】

会場の外では知財取引の相談会や広報館を別途運営し、需要のある企業を対象に知財取引相談サービスを提供する。知財取引所の取引専門官から 6,000 件に至る大学・公共研究機関による特許、国有特許など特許技術の移転や事業化に関する相談を受けることができる。

知財取引政策公報館では、知財・アイデア取引により開発した優秀な製品を展示し、特許庁による知財取引支援事業に関する紹介、「国家知的財産取引プラットフォーム (IP-Market)」、「アイデア路 (Idearo)」※の活用方法について案内する。

※ (IP-Market) www.ipmarket.or.kr、(アイデア路) www.ipmarket.or.kr/idearo

特許庁の産業財産政策局長は「今回のカンファレンスは、これまでの知財取引が企業現場に活用された優秀な成果を紹介し、その動きを拡大させるための意義のある場である」とし、「知財取引のノウハウのみならず、取引専門官との相談により有意義な情報を集めてほしい」と述べた。

2-36 韓国特許庁、宇宙航空・防衛産業分野の企業 11 社と懇談会を実施

韓国特許庁 (2024. 11. 28.)

知財戦略で宇宙航空大国へ跳躍！

韓国特許庁は 11 月 28 日木曜日、韓国推進工学会の秋季学術大会場 (パラダイスホテル釜山、釜山 (プサン) 海雲台 (ヘウンデ) 区) にて宇宙航空および防衛産業分野の企業 11 社と懇談会を開いたと発表した。

宇宙航空および防衛産業は、国家主導の研究開発が多くその研究結果を公開しないケースが多いため、これまでほかの分野に比べて特許の重要性に対する認識が高くない傾向にあった。しかし、「ニュースペース時代」の到来により、多くの民間企業が活躍しており※、韓国の防衛産業を世界各国で輸出していることから、宇宙航空分野においても技術保護や市場先取りに向けた特許戦略を多方面で考えなければならない時期である。

※韓国における宇宙技術の特許出願は、過去には航空宇宙研究院など国家機関が主導してきたが、最近には国内の民間企業による出願件数が増加（1993年～2020年宇宙技術に係る特許出願件数：航空宇宙研究院 476 件 VS 民間企業 89 件→2021年～2023年同分野における特許出願件数：航空宇宙研究院 39 件 VS 民間企業 81 件）

特許庁は知財権の確保や活用における企業側の意見を聞き、それを政策に反映するために懇談会を設けた。懇談会では、戦闘機先端エンジンや誘導兵器を開発している大手企業から発射体の革新的な技術を保有するスタートアップまでさまざまな宇宙航空分野の企業が参加し、海外進出時の特許紛争の予防や特許ポートフォリオへの支援など知財権について率直な意見を交わした。

特許庁長は「宇宙航空産業は、先端技術の集合体であり、一つの技術分野を超えて国の安全保障と未来経済の軸となる戦略産業として位置付けている」とし、「産業現場と意見交換を重ねることで、韓国企業の優れた宇宙技術と革新的な武器体系が知財権という翼をつけて広く羽ばたいていけるよう積極的に支援していく」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、E コマース企業と連携して防災グッズの知財権表示を調査

韓国特許庁（2024. 11. 11.）

323 件に対し表示是正措置へ…安全用品分野における正しい知財権表示の模範例について紹介

韓国特許庁は、安全用品における正しい知財権表示の文化を定着するために、オンライン上で販売される安全標品の知財権表示の現状について調べ（2024年7月8日～8月2日）、その結果 EC コマース企業※と連携して計 323 件に対し是正措置を取ったと発表した。

※11 番街、ネイバースマートストア、ロッテ ON、ウィーメプ、インターパーク、G マーケット、クーポン、ティーモン、SSG

今回の調査は、韓国国内で防災産業の市場規模が着実に成長※している中、大手 EC コマ

ースで販売されている身体保護用品（安全帽、防毒マスク）、ガス保安用品（消火器、警報器）、建設安全用品（安全標識、ロープ）、生活安全用品（クールアームカバー、救命ベスト）、道路安全用品（警光灯、スピードバンプ）の販売投稿 1 万件を対象に行われた。※防災産業市場の売上高総額は 2022 年 58 兆 9,028 億ウォンであり、2019 年 47 兆 3,493 億ウォン比約 25%が成長し、事業者数は 2022 年 77,810 社と 2019 年 71,038 社に比べ約 9.5%増（行政安全部による防災産業の実態調査、2023 年 12 月）

【是正措置の対象は 323 件で身体保護用品の半分を占める…消滅された権利を表示した事例が 7 割】

今回の調査により是正措置が取られたのは 323 件と、身体保護用品（160 件）が全体の半分を占め、ガス保安用品（64 件）、建設安全用品（54 件）、生活安全用品（39 件）、道路安全用品（6 件）である。その中で耐化学安全長靴（59 件）、安全ベルトクリップ（31 件）、一酸化炭素警報器（3 件）および膝保護バンド（30 件）などの割合が大きくなっている。

是正措置の対象となった知財権表示の類型をみると、消滅された権利を有効な権利と表示した事例 223 件、存在しないか製品に適用できない権利を表示した事例 40 件、知財権の種類や番号を間違えて表示した事例 30 件、拒絶査定を受けたにも関わらず嘘の権利を表示した事例 27 件、出願していない製品について出願したとの表示をした事例 3 件であり、消滅された権利を有効な権利と表示する事例が全体の約 7 割を占めることがわかった。

【特許庁、EC コマースと連携して正しい知財権表示の普及に引き続き取り組む】

特許庁は、知的財産権虚偽表示通報センター（<https://www.ip-navi.or.kr/falsemark>）を介して EC コマース企業と緊密な協力体系をつくり、知財権を正しく表示する文化の普及に向けた積極的な行政活動を行ってきた。正しい表示については模範例として通報センターのウェブサイトに掲載し、虚偽表示については EC コマースが販売者に是正するよう告知し、正しい表示の書き方について案内した。また、今年 5 月から官民協力による積極的な行政活動の一環として「知財権 QR コード表示推奨キャンペーン」※を実施している。

※オンライン上の販売投稿にある知財権の QR コードをスキャンすると KIPRIS 上の知財権情報が確認できる機能

今回の調査に協力した EC コマース 9 社は、独自の知財保護システムをつくり、虚偽の表

示をした販売者に迅速に是正するよう案内し、特許庁と共に啓蒙活動を行った。また、特許庁が EC コマースの社員や出店事業者を対象に関連教育を行い、EC コマースのウェブサイト上に啓蒙活動に関する資料を配布するよう積極的にサポートした。今年末には EC コマースによる是正手続きや優秀な事例について共有する懇談会を開き、官民連携をさらに強化する考えだ。

特許庁の産業財産保護協力局長は「国民の命や安全に直接関わる安全用品の有効性を検証するためには、知財権の正しい表示が前提となる」とし、「正しい表示について認識を高めるために啓蒙活動を広げていく」と述べた。

虚偽表示に係る通報は知財権虚偽表示通報センターまたは代表番号（1670－1279）にて受け付ける。

3－2 韓国特許庁と関税庁、「海外個人輸入による模倣品の取締システム」試行運用により 6 か月間の取締件数が 5 千件以上

韓国特許庁（2024. 11. 15.）

海外個人輸入による模倣品への効果的な取締に向けた業務協約（MOU）締結

韓国特許庁と関税庁が施行運用（2024 年 4 月～）中の通関段階における「海外個人輸入による模倣品の取締システム」が 6 か月間 5,116 件を摘発する成果を上げた。両機関は業務協約により海外個人輸入による模倣品の取締に向けた協力を本格稼働する考えだ。

特許庁と関税庁は 11 月 15 日金曜日、仁川（インチョン）本部税関（仁川市中区）特送物流センターにて「海外個人輸入による模倣品への効果的な取締に向けた業務協約（MOU）」を締結した。

同協約は、海外個人輸入が国内に模倣品が持ち込まれる新しい流通ルートとなっていることから対策を強化するために行われた。海外個人輸入により国内に持ち込まれる模倣品に対し必ず通関手続きが行われるため、特許庁側の知財専門性と関税庁側の通関における取締専門性を連携する必要性が高まっている。

特許庁と関税庁は、特許庁が海外個人輸入向けプラットフォームを調べ模倣品の販売情報を見つけて関税庁にその情報を提供すれば、関税庁が通関手続きにおいて対象の物品の国内持ち込みを遮断（通関保留）するシステムを今年 4 月から施行運用し、5,116 件を摘発した成果※上げた。両機関は今回の業務協約を機に海外個人輸入による模倣品の取

締システムを本格稼働する考えだ。

※（2024 年 10 月時点）2, 626 件の情報提供、5, 116 件の取締（通関保留）

特許庁は今年 6 月試行的に導入した海外個人輸入向けプラットフォームなどに人工知能（AI）モニタリングを来年から本格的に拡大する計画※であり、さらに多くの情報を提供することで両機関における協力の効果を最大限引き出すことができると思われる。

※AI モニタリング：（2024 年）11 社のブランドを対象に施行運用→（2025 年）160 社のブランドへと拡大実施

ほかにも、韓国（K）ーブランド保護に向けた商標権侵害に係る識別情報、国内外における模倣品の取締動向について共有して模倣品の国内持ち込みや流通状況を管理することで、流通防止の対策に取り組む方針だ。とりわけ、国民の健康や安全に直接影響を与えかねない模倣品に対しては集中取締を実施し、有害性の分析を支援するなど協力を強化する考えだ。

特許庁長は、「世界市場で韓国（K）ーブランドの高い人気に便乗して出回る模倣品の数が増加しており、それによる被害が大きくなっている」とし、「今回の業務協約は、部処間の連携により国境対策を強め、模倣品の脅かしから国の経済と国民の安全を保護する転換点になると思う」と述べた。

模倣品に関する相談窓口は、特許庁「知的財産侵害ワンストップ通報相談センター（代表番号：1666－6464）、ウェブサイト（www.ippolice.go.kr）※」であり、通報も受け付ける。

※www.koipa.re.kr/ippolice に改編予定（2024 年 11 月 18 日）

3－3 韓国特許庁、「K ブランド保護に向けた官民協議会の一周年成果共有会」を実施 韓国特許庁（2024. 11. 20.）

玩具・キャラクター・医療機器協会と業務締約を締結…計 8 つの業種と協力

韓国特許庁は 11 月 19 日火曜日、ソウルドラゴンシティ（ソウル市龍山区所在）にて「K ーブランド保護に向けた官民協議会（以下、協議会）の 1 周年成果共有会」を開いたと発表した。玩具・キャラクター・医療機器協会と K（韓国）ーブランド保護に関する業務協約も締結し、これまでの 5 つから 8 つに協力する業種を拡大※した。

※（従来）食品、化粧品、ファッション、フランチャイズ、音楽コンテンツ→（拡大）玩具、キャラクター、医療機器協会

協議会は、海外で模倣品の被害が多い業種の協会・団体を中心に K-ブランドの模倣品に対し官民が連携して対応するために発足（2023 年 11 月）された。

成果共有会には、キム・ワンギ特許庁長をはじめ、ファッション、食品、化粧品、玩具など主要業種の協議会長などが参加し、①企業側の声を集める懇談会、②K-ブランドの真正品・模倣品の対照展示会、③企業セミナーの順で行われた。また、韓国知識財産保護院と玩具・キャラクター・医療機器産業協会の間で模倣品対策に向けた業務協約を締結した。

①懇談会では、模倣品による被害が頻発する業種の協会長と会議を開き、企業側の悩みや政策に対する建議事項など意見を集めた。

②食品・化粧品・ファッションなど 6 つの業種、約 250 点の K-ブランドの真正品と模倣品を比べ合わせる展示会を開いた。味付け食塩・ラーメンなど大衆的な食品から高額の医療機器などさまざまな品目における真正品・模倣品の対照展示を設け、模倣品流通による被害の深刻さや国民の健康や安全へのリスクなど注意を喚起した。

③企業セミナーでは、食品・化粧品産業協会における模倣品対策の事例や K-ファッションの知財権保護に向けて立ち上げた（2024 年 6 月）ファッション IP センターの活動を紹介するなど業種別の特性に合わせた対応戦略と事例について共有した。

特許庁長は「K-POP、ドラマなど韓流ブームにより中国・東南アジア地域などで韓国産製品だと誤認・混同を生じさせる模倣品が流通されている状況である」とし、「特許庁は各紛争の状況に応じた対応戦略を提供した韓国企業の被害を最小化するよう最善を尽くす」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 韓国の商標コンセント制度、運用開始 6 か月で利用件数 600 件…大・中小企業の共生を図る

韓国特許庁（2024. 11. 15.）

ペット業界スタートアップ（株）IAMDT、先行登録商標権者の海外大手企業から商標の併存登録の同意を得て商標登録に成功

#スタートアップの（株）IAMDT は、ペットの健康診断プログラムの名称を商標登録出願し関連製品を発売する計画であったが、海外大手企業の先願先登録商標により拒絶査定

が通知され、今後の事業展開に悩んでいた。しかし、商標共存同意（コンセント）制度を活用して商標権を確保しビジネスの安定化を図ることができた。

先行登録商標権者の同意があれば類似する商標であっても後願商標の併存登録を認める商標共存同意制度の施行（2024 年 5 月 1 日）後、この 6 か月間（2024 年 5 月 1 日～11 月 6 日）約 600 件の申請があった。

韓国特許庁は、商標法改正※により今年 5 月から運用されている「商標共存同意制度」が安定的に定着したと発表した。

※商標法の一部改正（法律第 19809 号、2023 年 10 月 31 日改正、2024 年 5 月 1 日施行）

【商標共存同意制度（コンセント制度）】

商標共存同意制度とは、先行登録商標権者が標章※および指定商品※※が同一・類似の後願商標の登録に同意する場合※※※、当該商標の登録を認める制度である。同一・類似の先願登録商標により商標の登録ができない中小企業・小売事業者などの悩みを解消するために設けられた。

※標章：記号、文字、図形など商品の出所を表すために使用される表示

※※指定商品：出願人が商標を使用する、または使用を予定している商品を指定するもの

※※※ただし、指標と指定商品が全て同一の場合は適用しない

【（株）IAMDT は、先行登録商標権者の大手企業からの同意により商標登録に成功】

特許庁は 11 月 15 日金曜日、先行登録商標権者から同意を受け商標登録に成功したスタートアップの（株）IAMDT（ソウル市瑞草区所在）を訪問し懇談会を開く。懇談会では、企業側に「商標登録証」を授与し、知財権をめぐる相談や産業競争力の向上に向けた知財戦略について話し合う考えだ。

とりわけ、今回は韓国のスタートアップが海外大手企業※の同意により商標権を無事に登録した点から共存同意制度が安定的に定着したことがわかり、大手企業と中小企業との共生協力を図る事例となった。

※（株）INFORMATICA LLC：時価総額 11 兆ウォン（2024 年 11 月時点）米国上場企業

【商標共存同意制度、今年 5 月施行以降 6 か月間約 600 件が申請…制度の安定的な定着】

先行登録商標権者の同意があれば類似する商標であっても後願商標の併存登録を認める

同制度の施行（2024 年 5 月 1 日）以降、6 か月の間（2024 年 5 月 1 日～11 月 6 日）約 600 件の申請があった。そのうち約 200 件は登録査定が通知され、企業・小規模事業者・個人の間で起こる商標権紛争を予防する効果があると思われる。

特許庁の商標デザイン審査局長は「韓国スタートアップが海外大手企業から商標の併存登録の同意を得た意義のある事例となった」とし、「今後も特許庁は目まぐるしい技術競争時代において大手・中小企業、個人事業者の間で起こり得る商標権紛争を防止し、共生協力を図るための制度的基盤づくりに取り組む」と述べた。

4－2 【説明資料】特許庁は企業の活動が委縮されることがないように商標審査期間の短縮に最善を尽くします

韓国特許庁（2024. 11. 19.）

【報道内容】

2024 年 11 月 19 日火曜日、東亜日報による「1 年以上もかかる商標権審査の遅れ…『市場に出回る中国産模倣品』困難な事態に」の報道で、「商標審査の遅れにより中国産の模倣品が市場に出回る事態が生じており、審査処理期間の短縮に向けて審査官の増員や制度の簡素化などを進める必要がある」との指摘があった。

【特許庁の立場】

コロナ禍により非対面の取引が増加し、2021 年以降商標出願件数が急増したことで審査処理期間に遅れが生じています。特許庁は審査官の増員や人員の再配置など庁内での取り組みと共に商標調査事業の拡大、制度改善などを行って処理期間の短縮に取り組んでいます。

1. 特許庁は、この 5 年間計 40 名の審査官を増員し、2025 年には人員の再配置により商標審査官役 10 名を確保して審査業務に万全を期す考えです。
2. また、審査官の効率的な審査業務への支援に向けて商標調査分析事業に係る予算の拡大、AI による商標検索システムの高度化、異議申立期間の短縮など関連する法律・制度の改善により審査処理期間を短縮していきます。

今後も特許庁は、商標審査処理の効率性の向上、商標審査に係る手続きおよび制度の改善などにより、審査処理期間の短縮に向け最善を尽くします。

4-3 韓国特許庁、「海外商標検索ガイドライン」3種を作成

韓国特許庁（2024. 11. 21.）

知財専門人材不足の中小企業に役立つ内容を分かりやすく解説

韓国特許庁は21日、世界市場における韓国企業の商標の確保や保護を支援するために「海外商標検索ガイドライン」3種※を作成したと発表した。

※世界の商標検索ガイド、日本の商標検索ガイド、中国の商標検索ガイド

特許庁によると、海外大手ECサイトで販売されているK（韓国）一商標の模倣品の遮断件数は年間約16万件（2023年時点）に達する。最近はその被害の範囲が大手企業だけでなく中小企業の商標まで拡大しているため、多くの関心や注意が必要な状況である。

【世界、日本、中国の商標検索ガイドラインを作成…中小企業の商標権確保を支援】

特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）、中国、日本特許庁の公式ホームページを参考に海外商標検索ガイドライン3種を作成した。

WIPOの商標検索ガイドラインは、世界各国の特許庁と連携しているグローバルブランドデータベース（GBD）を活用した国別の出願/登録商標の検索方法について解説している。また、GBDベースの商標データの分析および活用方法、世界の主な商標検索サイトの情報を提供する。

日本と中国の商標検索ガイドラインは、両国特許庁の公式検索サイトのマニュアルや出願、審判手続き、各手続きの手数料の情報について解説している。とりわけ、ハングルを図形として取り扱う日本と中国でハングルからなる商標の検索方法についてまとめ、韓国企業が登録商標の無断使用を調べる上で参考になるとと思われる。

また、全てのガイドラインは30ページ前後で作成され、実際の検索画面の画像を中心に解説しているため、読みやすく持ちやすいメリットがある。

特許庁の商標デザイン審査局長は「商標検索は出願段階においては登録の可能性を高め、登録後には模倣商標の検索により自分の商標を保護できる、低コスト・高効率の手段だと思う」とし、「今回のガイドラインを参考にして知財人材が不足な中小企業が独自のKーブランドを創り出してほしい」と述べた。

ガイドライン3種は、特許庁ウェブサイト※にて閲覧できる。また、特許庁は関連内容の教育を希望する企業や団体から要望があれば無料で訪問教育を行う考えだ。

※特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）>冊子/統計>刊行物>その他刊行物

4-4 意匠登録出願手続きの国際調和を図る「意匠法条約」がリヤドで採択

韓国特許庁（2024.11.26.）

韓・米・日の連携により国益にかなう方向で条約の内容を策定

韓国特許庁は、「リヤド意匠法条約（Riyadh Design Law Treaty）（以下、「条約」）」がサウジアラビア・リヤドで開催（2024年11月11日～22日）された外交会議で採択されたと発表した。韓国政府は、今回の外交会議に特許庁・韓国知識財産研究院からなる代表団を派遣して同条約が国益にかなう国際ルールになるよう米国や日本など主要先進国と緊密な連携を図り積極的に対応した。

【「リヤド意匠法条約」の概要】

- ・（目的）各国で異なる意匠登録出願における手続きを簡素化することにより、出願人の負担を軽減することを目的とする手続法性格の条約の策定
- ・（経過）2005年議論開始以降、2011年に条約の草案が作成されたが、条約の履行において開発途上国などへの技術支援および能力強化などをめぐり意見が対立（2012年～）、2022年に外交会議の開催を決定
- ・（内容）出願日の認定要件および出願書上の必須記載事項に係る規定、期間延長/権利回復など救済手続きの確立、部分意匠/複数意匠/秘密意匠など意匠権の強化に向けた先進的な制度の確立
- ・（その他）知財インフラの格差解消に向け開発途上国・後発開発途上国への技術支援および能力強化に関する規定の策定

【特許・商標に次ぐデザイン保護法に係る国際条約の策定】

世界知的所有権機関（WIPO）がまとめる特許法条約（PLT、2000年）と商標法に関するシンガポール条約（STLT、2006年）に次ぎ、リヤド意匠法条約（Riyadh DLT）が採択されたことにより、産業財産権の主要3法に関する国際条約がすべて確立された。とりわけ、意匠分野は、特許・商標に比べて各国で制度が異なるところが多く、韓国企業が海外で意匠権を取得することが難しかった。同条約は20年間にわたる検討や交渉を経て意見の違いを狭めた結果であり、先進国と開発途上国の立場をバランスの取れた形で反映したものと評価される。

【世界各国における意匠登録出願・登録手続きの調和を図る】

条約によると、出願書上の必須記載事項が最小限化され手続きを簡素化する。また、出願の前に先に意匠が公開されたとしても 1 年以内に出願した場合、自身による公開行為では拒絶査定理由にならない。優先権を出願時に主張できなかったとしてもその内容について追加・訂正する機会が与えられる。さらに、特許庁への提出書類を締切まで提出できなかった場合は、所定の要件を満たせば期限を延長するか、喪失された権利を回復できるなどユーザーフレンドリーなさまざまな救済策が設けられた。

一方、条約に加盟している国は部分意匠※・複数意匠※※など韓国をはじめ主要先進国で運用しているさまざまな制度を導入しなければならない。また、出願人が希望する場合には最短 6 か月以上当該の意匠を公開せず、公開時期への選択を認める必要がある。

※意匠の一部の部分のみを実線で表して権利範囲を広くする出願方法

※※一つの出願に複数の意匠を添付してまとめて出願する方法

【意匠制度の国際調和やユーザーフレンドリーな観点から条約加盟の時期について綿密に検討】

韓国特許庁は、ユーザーフレンドリーな観点や国内産業に与える影響などについて総合的に検討した結果、今回の外交会議では米国や日本と同じく条約への加盟には署名していない。今後、特許庁は説明会などを開き、採択された条約の内容を含む外交会議の結果について共有し、さまざまなユーザーから引き続き意見を聞く考えだ。また、主要国の加盟状況などを参考にして条約加盟への必要性やその時期について綿密に検討していく考えだ。

4－5 韓国特許庁、「2024 年下半期国際商標・意匠登録出願の説明会」を開催

韓国特許庁（2024. 11. 26.）

国際出願制度や手続き、出願書の作成方法、新しい制度などについて詳しく解説

韓国特許庁は 11 月 28 日木曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）にて国際出願に関心のある一般人、弁理士事務所の関係者、企業の知財権担当者などを対象に「2024 年上半期国際商標・意匠登録出願の説明会」を開くと発表した。

韓国は、国際商標出願制度であるマドリッド協定による国際出願（2023 年、世界 9 位）と国際意匠出願制度であるハーグ協定※による国際出願（2023 年、世界 3 位）において

出願件数上位を占めている。ところが、韓国ブランドの世界的な人気に便乗して無断先占・盗用する事例が相次いでおり、海外において商標権や意匠権をしっかりと確保することが非常に重要である。

※マドリッド・ハーグ協定による国際出願：一つの国際出願書を提出することにより、米国、欧州、日本、中国など世界の加盟国にも同じく出願した効果が得られる制度

今回の説明会は、韓国企業による円滑な国際出願を支えるためにマドリッド・ハーグ協定による国際出願に係る制度や手続き、国際出願書の作成方法などについて細かく説明し、国際商標出願時の分割方法やコンセント制度など新しく導入された手続きの詳細について解説する考えだ。参加者には今年まとめた国際出願案内書の改訂版（マドリッド国際出願ガイドライン）を提供する。

特許庁の産業財産情報局長は「マドリッド・ハーグ協定による国際出願は、韓国企業が海外市場で商標や意匠を有効に保護できる重要な手段である」とし、「特許庁は韓国企業が海外で迅速に知財権を確保できるよう、説明会などさまざまな方法により国際出願に関する情報を引き続き提供していく」と述べた。

説明会への参加申込や詳細については、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）、または、特許庁産業財産国際出願課（電話：042-481-5209）に問い合わせできる。

4-6 韓国特許庁、「2024D2B デザインフェア授賞式」を開催

韓国特許庁（2024. 11. 29.）

若い世代のデザイン、企業と手を組んで「ビジネス化」へ

韓国特許庁は韓国貿易協会と共に 11 月 29 日金曜日、SC コンベンションセンター（ソウル市江南区所在）にて「2024D2B※デザインフェア授賞式」を開くと発表した。大賞は、廃資源をリサイクルした植木鉢のデザイン「ソム（島）」を作ったカン・テウン氏（ソウル科学技術大学）が受賞する。

※D2B：Design to Business（デザインの創作からビジネス化まで）

「D2B デザインフェア」は、次世代デザイナーを対象にデザインを権利化する過程について教育し自ら経験してもらうものである。公募により権利を取った意匠権の権利者には企業とのライセンスによりロイヤルティを得られる機会が与えられる。この 10 年間計 27 件の契約が締結された。

今回の公募には、企業が示したテーマについてデザインを出品する「企業出品」部門 774 点と自由テーマでデザインを出品する「自由出品」部門 1,605 点の計 2,349 点のデザインが出品された。1・2 次審査とデザインの権利化・商品化の相談および最終審査を経て計 21 点（企業出品 17 点、自由出品 4 点）が受賞作に選ばれた。

【捨てられたみかんの皮を活用した植木鉢のデザイン「ソム（島）」（カン・テウン氏）が大賞を受賞】

大賞は、廃資源をリサイクルした植木鉢のデザイン「島」を作ったカン・テウン氏（ソウル科学技術大学）が受賞する。企業（ピグラボ）が示したテーマである「アップサイクル素材を活用した自然物をモチーフにするアイデア生活用品」を基にデザインした。同作は、捨てられたみかんの皮をレジン化したエコ材料で制作したことが創意性・審美性の面で高い評価を受けた。

【掛時計のデザイン（イ・ミヌ、イ・ガヒ）、キャンドルウォーマーのデザイン（ユン・チャニ、キム・チャンハ）金賞を受賞】

金賞は二チームで、イ・ミヌ、イ・ガヒ（湖西（ホソ）大学）がデザインしたもので、収納スペースがつながっていろいろな小物を掛けられる掛時計「TIMESPACE」、ユン・チャニ、キム・チャンハ（全北（チョンブク）大学）がデザインしたもので、LP ターンテーブルを連想させる外形やブルートゥーススピーカー機能を採用したキャンドルウォーマー「自分だけの空間で楽しむ音楽と香りセラピー、Comma」が受賞した。

【金賞・銀賞の受賞作、参加企業の FIABA・（株）ソニルとライセンスを締結】

今年企業出品部門に参加して金賞を受賞したイ・ミヌ、イ・ガヒ学生のデザイン「TIMESPACE」は、ホームリビング専門ブランドの FIABA と、銀賞を受賞したリュ・ジュナ学生のデザイン「光の遺産」は金庫メーカーの（株）ソニルとライセンスを締結した。

特許庁の産業財産政策局長は「D2B デザインフェアは、企業と次世代デザイナーが共に跳躍できる土台となる、産学連携の模範例であると思う」とし、「今後も D2B デザインフェアの開催により、次世代デザイナーが成長を図り、韓国の産業発展に寄与するよう支援していく」と述べた。

受賞作は大会ウェブサイト（www.d2bfair.or.kr）から確認でき、受賞作の中でライセンスや商品化を希望する企業は D2B デザインフェア事務局（電話：02-3153-7612）に問い合わせできる。

その他一般

5-1 蓄電池の火災対策技術の特許出願件数で韓国が世界トップ

韓国特許庁（2024. 11. 4.）

同分野における出願件数の伸び率が年平均 15%…トップは LG エナジーソリューション

最近、二次電池の爆発による火災事故が急増していることを受けて熱暴走※による蓄電池の爆発を予防・検知・消化する技術が注目されており、韓国企業も関連技術を確認するために取り組んでいる。

※過充電、過放電、高温環境に放置、物理的損傷により蓄電池の温度が上昇して火災につながる現象のことで、熱暴走が発生すると蓄電池の温度が約 1,000 度まで急上昇することがある

韓国特許庁は、この 10 年間（2012 年～2021 年）蓄電池の火災対策技術における世界の特許出願を分析した統計を発表した。その結果、蓄電池の火災対策技術に係る特許出願が 10 年間年平均 15%ずつ成長しており、韓国が市場をリードしていることがわかった。

【蓄電池の火災対策技術に係る特許出願、10 年間年平均 15%増】

主要国特許庁（IP5：韓国、米国、中国、欧州、日本）に出願された蓄電池の火災対策技術の特許を分析したところ、2012 年には 715 件にとどまっていたが、この 10 年間年平均 15%ずつ増加し 2021 年には 13,599 件に達している。

【国別の出願動向：韓国人による特許出願件数がトップ（37.7%）】

全体の 13,599 件のうち韓国籍による出願が 37.7%（5,122 件）とトップであり、次に中国（22.8%、3,099 件）、日本（21.0%、2,855 件）、米国（11.2%、1,518 件）の順となっている。とりわけ、韓国は出願件数 2 位の中国より 1.7 倍多いため、蓄電池の火災対策技術分野で韓国が優位に立つ傾向が続くとみられる。

【類型別の出願動向：火災検知分野の出願件数がトップ、火災消化分野では年平均の伸び

率がトップ】

技術の類型別でみると、火災検知分野の出願件数が 61.2% (9,866 件) と最も多く、火災予防分野 (32.8%、5,292 件)、火災消火分野 (6.0%、967 件) の順となっている。出願件数の伸び率では火災消火分野が最も高い (年平均 37.7%) ことがわかったが、これは最近、二次電池の爆発による火災事故が相次いだため、消火技術への需要が増えているとみられる。

【出願件数の順位：1 位 LG エナジーソリューション、2 位サムスン SDI、6 位 SK オン、9 位ヒョンデ自動車】

出願件数が多い順でみると、韓国の LG エナジーソリューション (2,735 件、20.1%) が 1 位、2 位サムスン SDI (1,416 件、10.4%)、3 位中国の CATL (701 件、5.2%)、4 位トヨタ (398 件、2.9%)、5 位 SANYO (322 件、2.4%) となっている。上位 10 位に 6 位 SK オン (257 件、1.9%)、9 位ヒョンデ自動車 (189 件、1.4%) など韓国企業が多くランクインし、韓国企業が蓄電池の爆発による火災事故を予防するために関連技術を積極的に出願していることがわかった。

【韓国特許庁、積極的な行政の一環として『蓄電池の火災対策技術に係る特許 100 件』を作成】

一方、特許庁は国民の命や安全を守るための積極的な行政の一環としてここ 20 年間 (2003 年～2023 年) 韓国特許庁に登録された蓄電池の安全対策技術をまとめた「蓄電池の火災対策技術に係る特許 100 件」を作成した。

特許庁の関係機関、蓄電池産業の関連企業・機関などに配布する予定であり、ユーザーなど大衆向け資料を特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) から閲覧できる。

特許庁の特許審査企画局長は「蓄電池の火災対策技術の発展は蓄電池の爆発・火災事故による被害を大きく減らす上で大きく寄与すると思う」とし、「特許庁は蓄電池の爆発・火災事故から国民の命と安全を守るために、必要な特許情報を適宜提供していく」と述べた。

5-2 世界の AI セキュリティ技術関連特許出願件数が 10 年間約 40 倍増

韓国特許庁 (2024. 11. 25.)

サムスン電子が上位 10 位にランクイン (6 位)、ユーザー認証分野はトップ

#人工知能（AI）技術が産業分野のみならず日常生活に深く浸透し、AI 関連セキュリティ技術が注目されている。コンピュータの活用と共にハッキング・セキュリティ技術が発展してきたように、AI を活用したハッキング検知技術と AI への攻撃を防ぐセキュリティ技術も共に進化している。

#2024 年 AI セキュリティ市場規模は 243 億ドル（約 34 兆ウォン）に推定され、年平均 21.6%成長し、2027 年には 531 億ドル（約 74 兆ウォン）に達すると見込まれる※。急成長している AI セキュリティ市場で優位を占めるための特許権確保をめぐる競争も激しくなっている。

※サイバーセキュリティ（中小企業における戦略技術のロードマップ 2024～2026、2024 年 2 月）

韓国特許庁は、この 10 年間（2012 年～2021 年）主要国特許庁（IP5：韓国、米国、日本、中国、欧州）に出願された AI 関連セキュリティ技術に係る特許を分析して発表した。特許庁によると、AI セキュリティ技術の特許出願件数は 2012 年 37 件にとどまっていたが、年平均 51%ずつ大きく成長し 2021 年には 1,492 件に達している。

【国別の出願動向：米国 1 位、中国 2 位、韓国 3 位】

出願人を国別でみると、米国（45.9%、2,987 件）が最も多く、2 位中国（30.2%、1,961 件）、3 位韓国（7.6%、492 件）、4 位日本（3.5%、225 件）となっている。韓国は 2017 年頃から日本を抜いて毎年その格差は広がっている。

【技術別の出願動向：AI 活用技術が全体の 85%と大半を占める】

AI セキュリティ技術は大きく 2 つに分けることができる。AI を活用してハッキングを検知し予防する「AI によるハッキング検知技術」と、AI システムを攻撃から守る「AI を守るセキュリティ技術」である。AI によるハッキング検知技術は、AI セキュリティ技術の全体の 85%を占める主要技術だが、2018 年以降伸び率が鈍化（2019 年～2021 年、年平均 1.7%）し、現在は技術の成熟期に入っているとみられる。AI を守るセキュリティ技術は、この 5 年間（2017 年～2021 年）年平均 68.1%ずつ急成長を図り、注目されている分野である。

【主要出願人：サムスン電子上位 10 位にランクイン（6 位）、ユーザー認証分野はトップ】

AI セキュリティ技術の出願件数上位 10 位の企業をみると、IBM のような米国企業が上位 10 位の中に 9 社がランクインした中で、米国以外の企業では韓国のサムスン電子が 6 位となっている。韓国は AI によるハッキング検知技術の中でもユーザー認証分野で競争力があるとみられる。サムスン電子と LG 電子のユーザー認証分野は世界の出願件数順位でそれぞれ 1 位と 6 位となっている。

【出願人の類型でみる出願動向：企業が 78.5%と最も多い】

世界的に AI セキュリティ技術の出願は企業がリード (78.5%) していることがわかった。技術分野別でみると、AI によるハッキング検知技術では企業による出願が全体件数の 80% となっている。一方、AI を攻撃から守るセキュリティ技術では 68%とやや低くなっているが、代わりに大学による出願が全体の 29%と比較的に大きい割合を占めている。これは、AI を守るためのセキュリティ技術分野の研究開発が活発に行われているためだと思われる。

韓国では AI セキュリティ技術の場合、企業による出願が全体の 68%と世界に比べては低い方だが、代わりに大学や公共機関による出願が全体の 26%を占め比較的に高くなっている。つまり、産学研における協力を強めることが重要である。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は「AI 活用とデジタルトランスフォーメーションが日常になった今の時代において AI セキュリティ技術は国の安全保障だけではなく我々の日常を守る必須的技術である」とし、「特許庁は、急成長している AI セキュリティ技術分野で韓国企業がコア特許を確保できるよう産業界が必要とする特許分析資料を適宜提供するよう取り組む」と述べた。

5-3 韓国特許庁、仕事と家庭の両立を図る多子世帯の職員向けイベントや優遇策を実施

韓国特許庁 (2024. 11. 30.)

多子世帯職員向け特別休暇の付与、出産祝い金の支給など特典を提供

韓国特許庁は 11 月 29 日金曜日、政府大田庁舎 (大田市西区所在) にて多子世帯職員 (子ども 3 人以上、11 名) を招いて「仕事と家庭の両立支援に向けた多子世帯・出産職員の招待イベント」を開き、「多子世帯・出産職員向け優遇支援策」を発表した。

今回のイベントと優遇支援策は、少子化が深刻な社会問題になっている中で、特許庁も少

子化問題の解決に向けた国レベルの対策に参加するために行われた。

多子世帯職員の招待イベントでは、「仕事・家庭の両立」をテーマに韓国ワーキングママ研究所のイ・スヨン所長が「働く親（ワーキングママ・ワーキングパパ）の仕事と家庭の両立」に関する講演を行った。続いて、特許庁による「多子世帯・出産職員向け優遇支援策」についても紹介された。

多子世帯・出産職員向け優遇支援策は 3 つの分野にわたり 9 つの課題が盛り込まれている。

人事・成果評価の分野において、多子世帯職員が転補・派遣・復帰（育児休業）時の希望補職の配置、海外長・短期教育訓練の対象者選定時の多子世帯職員への優遇、成果給支給の評価において育児休業による不利益取扱の禁止、昇進候補者および昇進評価の同点者の優先順位を決める際の多子世帯職員への優遇などである。

福祉分野においては、子ども 3 人以上の職員向け当直勤務の免除、子ども 3 人以上職員向け毎年特別休暇（育児支援休暇 3 日）の付与、出産祝い金の支給、3 人以上出産時にハッピーボックス（出産用品）の支給・奨励イベントの開催などである。

特許庁次長は「多くの職員から意見をまとめて仕事と家庭の両立を図れるよう、これまでのテレワーク・フレキシブルワークのほかにも庁内で支援が可能なさまざまな対策を打ち出した」とし、「今後も特許庁は、少子化問題の解決に向け、職員の皆さまが安心して育児と仕事に取り組む環境や職場風土をつくるために最善を尽くす」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム